

鴨 川 市 第 4 次 5 年 計 画
第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(素案)

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

鴨川市

令和3年 月

市長の想い

令和3年 月
鴨川市長 亀田 郁夫

—目次—

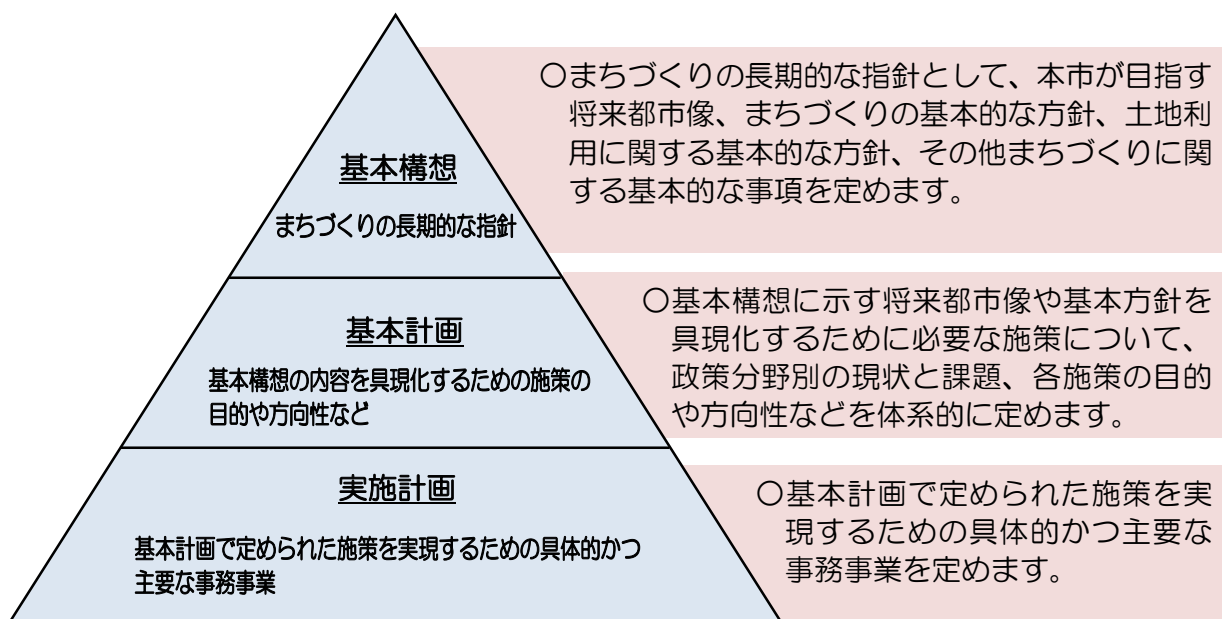
第1章 総合計画の構成・期間	1
第1節 総合計画の構成	1
第2節 総合計画の期間	1
第1部 序論	3
第1章 鴨川市を取り巻く社会情勢	4
第2章 財政の見通し	6
第2部 第2次基本構想	7
第1章 基本構想策定の趣旨	8
第2章 基本構想の名称	8
第3章 基本構想の期間	8
第4章 将来都市像	8
第5章 土地利用構想	9
第6章 基本構想の体系図	11
第3部 第4次5か年計画 総論	13
第1章 基本計画の名称	14
第2章 この先5年間を考える基本理念（総論）	14
第3章 基本計画の期間	15
第4章 基本計画の進行管理	15
第5章 基本計画策定の体制図	17
第6章 基本計画の体系図	18
第7章 基本計画の見方	20
第8章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成、基本目標	22
第3部 第4次5か年計画 各論	25
第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち	26
第1節 市街地の整備	26
第2節 居住環境の充実	28
第3節 道路網の整備	30
第4節 公共交通網の充実	32
第5節 上下水道の整備	34
第2章 環境と調和した安心・安全のまち	36
第1節 環境施策の推進	36
第2節 公園・緑地の整備	38
第3節 環境衛生対策の充実	39
第4節 消防・防災対策の充実	41
第5節 交通安全・防犯対策の充実	44
第6節 消費者対策の充実	45
第3章 活気あふれ人が集う産業のまち	46
第1節 農林業の振興	46
第2節 水産業の振興	49
第3節 商工業の振興	51
第4節 観光・リゾートの振興	53

第5節	医療・福祉産業の振興	56
第6節	雇用対策の推進	58
第4章	ともに学び未来を育む教育文化のまち	60
第1節	学校教育の充実	60
第2節	生涯学習の充実	63
第3節	青少年の健全育成	66
第4節	文化の振興	67
第5節	スポーツの振興	69
第6節	国際交流・地域間交流の推進	72
第5章	一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち	74
第1節	保健・医療の充実	74
第2節	地域福祉の充実	77
第3節	子育て支援の充実	79
第4節	高齢者施策の充実	83
第5節	障害者施策の充実	86
第6節	社会保障の充実	88
第6章	みんなが主役となる協働・自立のまち	90
第1節	地域コミュニティの維持・強化の促進	90
第2節	多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進	92
第3節	男女共同参画社会の形成	94
第4節	効率的な自治体経営の推進	96
SDGsの推進		99
SDGsの推進		100
参考資料		107
用語解説		108
鴨川市総合計画審議会委員名簿		112
鴨川市第4次5か年計画策定経過		113
鴨川総合計画審議会への諮問及び答申		114
市民会議提案書		115

第1章 総合計画の構成・期間

第1節 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。



第2節 総合計画の期間

基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の期間である10年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。

なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、実施計画に委ねるものとします。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想 平成28年度から令和7年度までの10年間									
基本計画	第3次5か年計画 平成28年度から令和2年度までの5年間					第4次5か年計画 令和3年度から令和7年度までの5年間				

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》

市町村は、まち・ひと・しごと創生法により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や千葉県の地方創生総合戦略を勘案し、地域における『まち・ひと・しごと創生』に関する目標や施策に関する基本方針、具体的な施策を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

『まち・ひと・しごと創生』とは、以下を一体的に推進することです。

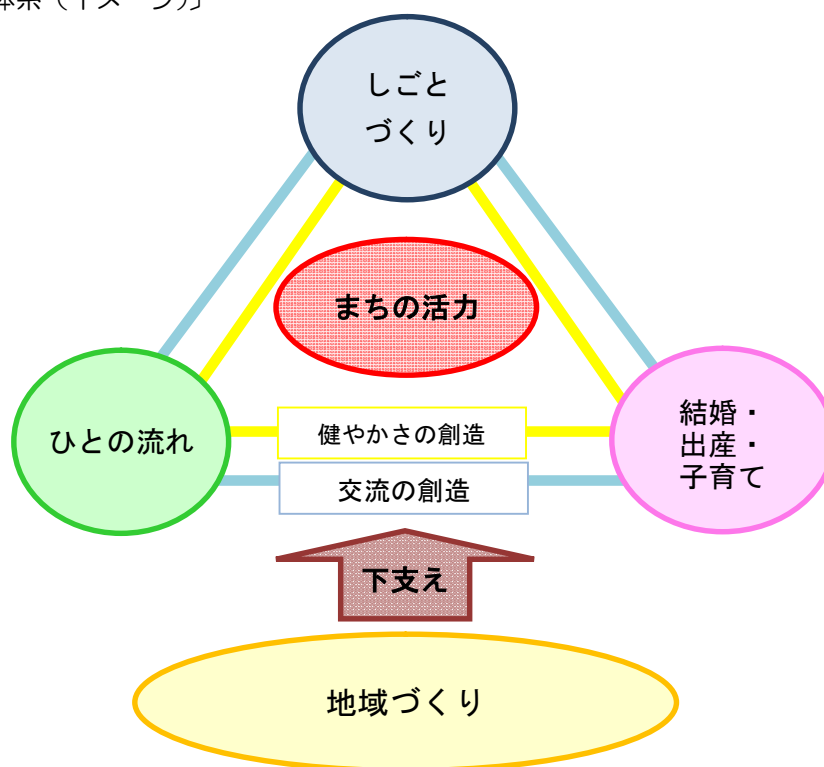
- ・国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ・地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- ・地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

本市においても、「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

第3次5か年計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、策定時期及びその取組期間が異なっていたため、個別に策定していましたが、次期5か年計画の策定に当たっては、取組期間を統一することで、これらを一体として策定します。

なお、総合戦略は、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの4つを柱とし、この柱に即した基本目標と施策で構成することとなっています。

〔総合戦略施策体系（イメージ）〕



第1部 序論

第1章 鴨川市を取り巻く社会情勢

1 進む人口減少

本市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに一貫して減少し、平成27年の国勢調査では33,932人、令和2年10月現在の常住人口は、31,720人となっています。

人口動態では、自然増減については平成26年以降は年間300人を超える自然減となっており、100人程度の社会減と合わせて、近年は年間400人から500人ほどの人口減少が続く結果となっています。

急速に進む人口減少は、少子高齢化の進行とあわせ、労働力の低下や後継者問題などによる地域経済への影響はもとより、税収や地域コミュニティの担い手の減少などにより、持続可能な自治体経営が困難となることが考えられます。

2 産業の動向

本市の基幹産業である農業や水産業などの1次産業は、少子高齢化や安定した生活基盤を求める社会変化などにより就業人口が著しく減少し、担い手不足となるなど大きな課題を抱えています。このため、担い手の確保や育成を図るとともに、1次産業従事者の安定した収入の確保や地場産品のブランド化や高付加価値化など、地場産業の活性化に取り組む必要があります。

商工業においては、インターネット取引の拡大などによる消費形態の変化やICTの高度化がもたらす取引手段の多様な変革に対応していくことが求められる一方、雇用の維持促進や人の流れを呼び込むための起業を支援する取組みも進める必要があります。

観光業では、少子高齢化や人口減少に伴い減少している国内旅行への対応、インバウンド誘致拡大や新たな観光づくりなど、多様化する課題に的確に対応するとともに、ICTの進展に応じた情報発信力の強化が求められます。

3 安心・安全なまちづくりへ

令和元年9月の房総半島台風は、豪雨と暴風により、多数の住家被害や広範囲で長期間にわたる停電とそれに伴う断水などが発生し、市民生活に大きな影響をもたらしました。また、10月の東日本台風と10月25日の大雨による被害が短期間のうちに続くという、これまでに経験のない一連の災害となりました。

令和2年に実施したまちづくりアンケートにおいては、これから10年間で特に力を入れて取り組む必要があることの設問に対し、「防災対策」を挙げる市民の割合が35%を超え最も多くなっており、地域防災力の強化が喫緊の課題となっています。

また、令和2年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、国内においても猛威をふるい、市民生活や市内経済に大きな影響を及ぼしました。このことから、国や千葉県と連携し、「with コロナ」の考えのもと、感染拡大の防止と地域経済の回復に努めるとともに、ICT活用の一層の加速化やライフスタイルの変化など、新しい生活様式への対応が求められています。

一方で、市民生活に必要な保健・医療・福祉分野においては、新たに市立国保病院が地域を支える中核病院としてオープンしました。国保病院では、これからの公的医療を推進する、災害時における拠点、まちの活性化を支える病院としての役割を果たすようになります。また、高度医療機能を持つ大規模民間病院との連携を推進するなど、誰もが安心した生活を送れるよう、医療体制などの充実を図る必要があります。

4 超スマート社会（Society5.0）の実現へ

インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及により、情報通信技術（ICT）が高度化し、世界中がネットワークにつながることで生活の利便性が大きく向上しています。現在は、これらの情報社会（Society4.0）から次代の超スマート社会（Society5.0）へ向かっています。超スマート社会では、家電など様々なモノがインターネットにつながるIoT（internet of things）の進化や、そこから得られる膨大な情報を人工知能（AI）が活用するなど、生産性や利便性の向上が図られるだけでなく、生産人口が減少する中での人口減少に対する解決策の一つにもなりえます。

今後は、デジタルリテラシーの向上に努めるとともに、ICTを活用した効率的な社会を構築し、超スマート社会の実現を目指していきます。

5 誰一人として取り残さない「SDGs」の推進

2015年に国連サミットにおいて、すべての加盟国が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。この中では、貧困や飢餓、エネルギーや資源の有効利用、地球環境への対応など17の目標が定められ、全世界共通の課題として取り組むべき普遍的な目標をSDGsと呼び、誰一人として取り残さない世界を実現するという壮大なチャレンジです。これらの目標の達成には、国や自治体はもとより、企業や市民一人ひとりに至るまですべての人の行動が求められるものです。

本市においても、SDGsの理念を踏まえ、その掲げる目標を内包させた施策を通じて、取組みを推進する必要があります。

第2章 財政の見通し

この財政計画は、計画期間における財政見通しを明らかにするものです。

本市の財政は、市税など、自主財源の比率が歳入総額の約4割にとどまり、地方交付税や国・県支出金などの依存財源の比率が約6割を占めていることから、国や県の動向に影響を受けやすい体質となっています。

我が国の債務残高は対GDP比では約240%という極めて厳しい財政状況にあり、経済の再生とともに財政健全化を達成することが重要な課題となっている中、相次ぐ災害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（以下「PB」という。）の黒字化の達成が困難な状況にあります。政府においては、引き続き国と地方を合わせたPB黒字化の目標を堅持することとしており、地方財政についても、国と基調を合わせた歳出削減は避けられない状況にあることから、地方財政計画における地方の一般財源確保に向けて、政策動向を注視していく必要があります。

本市においては、合併以来措置されてきた普通交付税の合併算定替の特例交付が令和元年度で終了したことから、財政運営は一層厳しさを増すことが予想されます。

行政改革や職員定員適正化の取り組みを進めてきましたが、近年は財政調整基金の取崩しに頼った財政運営が続き、当該基金の枯渇の懸念もあることから、今後は、身の丈に適う財政規模を目指し、これまで以上に強力に財政健全化を推進していく必要があります。

本市の財政の健全性を示す指標である実質公債費比率、将来負担比率[※]は、令和元年度決算値でそれぞれ11.0%、105.1%となっており、いずれも県下でワーストに近い位置にあります。

人口減少・高齢化は一層進展していくことが見込まれている中、活力ある地域を自ら創造し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていくためには、財政構造の抜本的転換に向けて一層の歳入確保、歳出抑制を図るとともに、効率的な行財政運営の実現のため、組織、施設、財産、人材などのありとあらゆる資源を有効に活用する仕組みを構築することが求められます。

以上を踏まえ、計画期間を通して健全な財政運営に努めることを基本とし、5年間にわたる財政収支を以下の表のとおり見通します。

■歳入 (百万円)		■歳出 (百万円)	
区 分	額	区 分	額
市税	20,402	人件費	18,289
地方交付税	24,948	扶助費	14,819
国庫支出金	7,790	公債費	9,475
県支出金	5,911	投資的経費	5,500
地方債	6,028	その他	32,302
その他	15,306	合計	80,385
合計	80,385		

第2部 第2次基本構想

第1章 基本構想策定の趣旨

この基本構想は、鴨川市基本構想に関する条例(平成26年鴨川市条例第19号)第2条の規定に基づき、鴨川市が、総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めていくに当たっての、最も基本的な指針として定めるものです。

第2章 基本構想の名称

この基本構想の名称は、「第2次鴨川市基本構想」とします。

第3章 基本構想の期間

この基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

第4章 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力とし、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたい「安らぎのふるさと」をみんなで育てていきます。

このような想いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を本市の将来都市像として設定します。

第5章 土地利用構想

土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

将来都市構造

将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。

1 拠点

[都市拠点] 都市機能の集積を図るエリア

JR安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

[地域拠点] 市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道410号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。

2 軸

[都市骨格軸] 広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐJR外房線・内房線、国道128号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

[広域連携軸] 都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市の間の移動を支える国道410号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。

3 ゾーン

[市街地ゾーン] 安全・安心に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安全・安心に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

[田園ゾーン] 既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

[自然環境ゾーン] 防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

第6章 基本構想の体系図

基本構想に定めるまちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

基本理念1 「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

基本理念2 「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

基本理念3 「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

基本理念4 「協働」のまちづくり

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

基本理念5 「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策の大綱

施策の大綱は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- 1-1 市街地の整備
- 1-2 居住環境の充実
- 1-3 道路網の整備
- 1-4 公共交通網の充実
- 1-5 上下水道の整備

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

- 2-1 環境施策の推進
- 2-2 公園・緑地の整備
- 2-3 環境衛生対策の充実
- 2-4 消防・防災対策の充実

2-5 交通安全・防犯対策の充実

2-6 消費者対策の充実

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

3-1 農林業の振興

3-2 水産業の振興

3-3 商工業の振興

3-4 観光・リゾートの振興

3-5 医療・福祉産業の振興

3-6 雇用対策の推進

基本方針4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

4-1 学校教育の充実

4-2 生涯学習の充実

4-3 青少年の健全育成

4-4 文化の振興

4-5 スポーツの振興

4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

5-1 保健・医療の充実

5-2 地域福祉の充実

5-3 子育て支援の充実

5-4 高齢者施策の充実

5-5 障害者施策の充実

5-6 社会保障の充実

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進

6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

6-3 男女共同参画社会の形成

6-4 効率的な自治体経営の推進

第3部 第4次5か年計画 総論

第1章 基本計画の名称

この基本計画の名称は、「鴨川市第4次5か年計画」とします。

第2章 この先5年間を考える基本理念（総論）

今回の後期基本計画は、平成28年3月に策定した「第2次総合計画」の前期基本計画の終了を受けて策定したものです。

この後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画に基づいて進めてきた各施策の成果や課題を検証するとともに、無作為に抽出した市民による「かもがわ市民会議」を実施し、自由な議論を行いました。前期基本計画の検証結果とあわせて、「かもがわ市民会議」から提案があった多くのアイデアを、行政が施策として検討し、計画にまとめました。

「かもがわ市民会議」は次のように議論を進めました。

1. 行政が把握している鴨川市の情報、課題を市民に説明する。
2. 市民一人ひとりが生活する中で感じている課題、想いを共有する。
3. 1と2をもとに、鴨川市の様々な課題について、みんなで解決のアイデアを議論する。

その際に、課題の解決は市民一人ひとり、地域、行政など様々な主体で何ができるかを考える。また、市民と行政は、どちらかが一方的な説明するのではなく、フラットな立場で議論する。

この先、本市も日本全体と同様に人口が減少し、また人口構成の変化も進みます。社会が大きく変化を遂げる中、時代に対応した新しいまちづくりを進めていくことが求められています。

市民と行政が本市のことを「自分ごと」として考え、協力して課題解決に取り組む。そのために、市民、行政それぞれから見えている現状や課題を共有し、フラットな立場で課題解決にむけた議論を行い、それぞれができることを行っていく。

これが、本市が目指す新しいまちづくりの基本的な考え方です。

第3章 基本計画の期間

この基本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

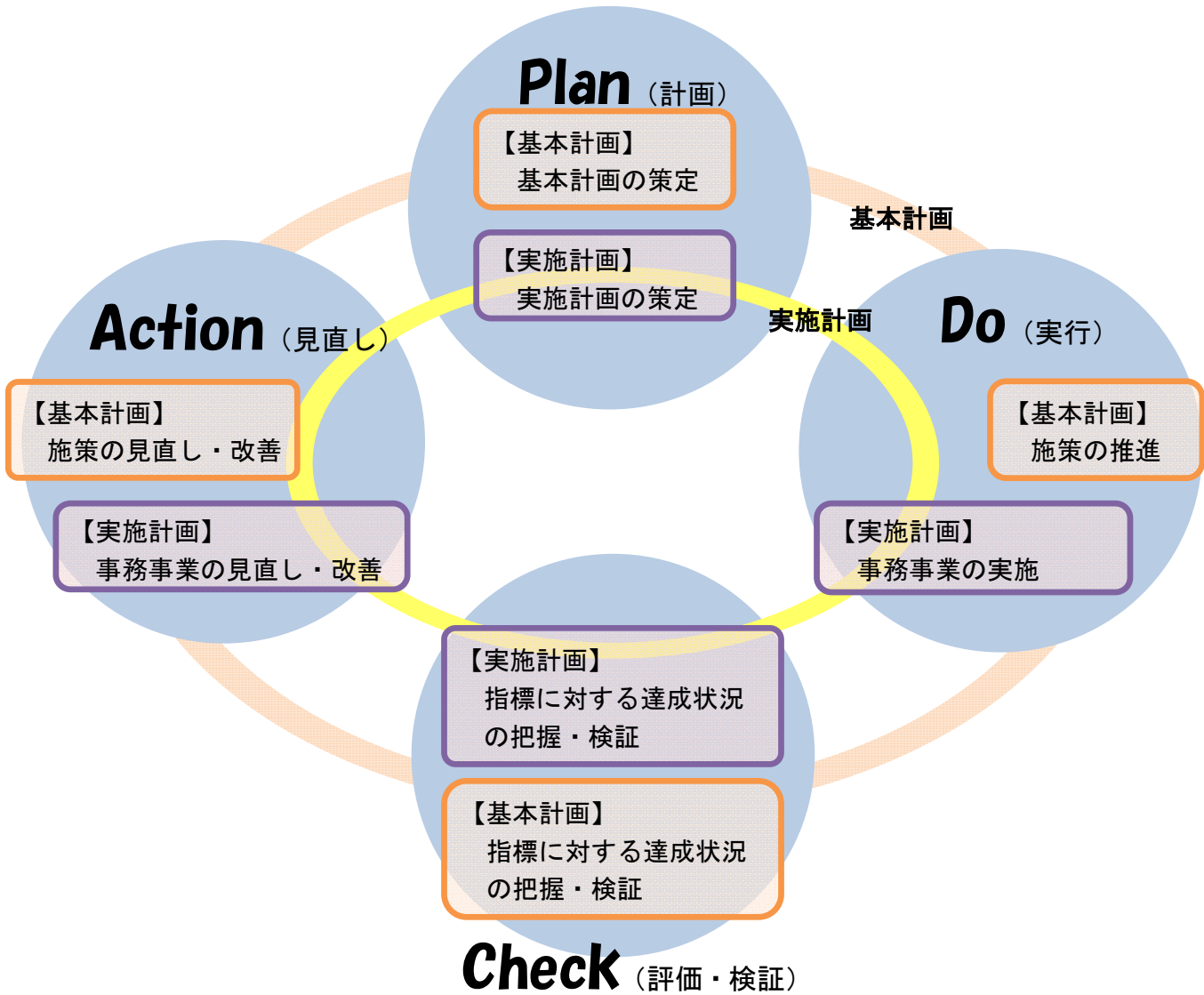
第4章 基本計画の進行管理

この基本計画及び実施計画に位置付けた施策・事業については、行政事業レビューの仕組み等を活用し、PDCAサイクルを循環させ、進行管理を行います。

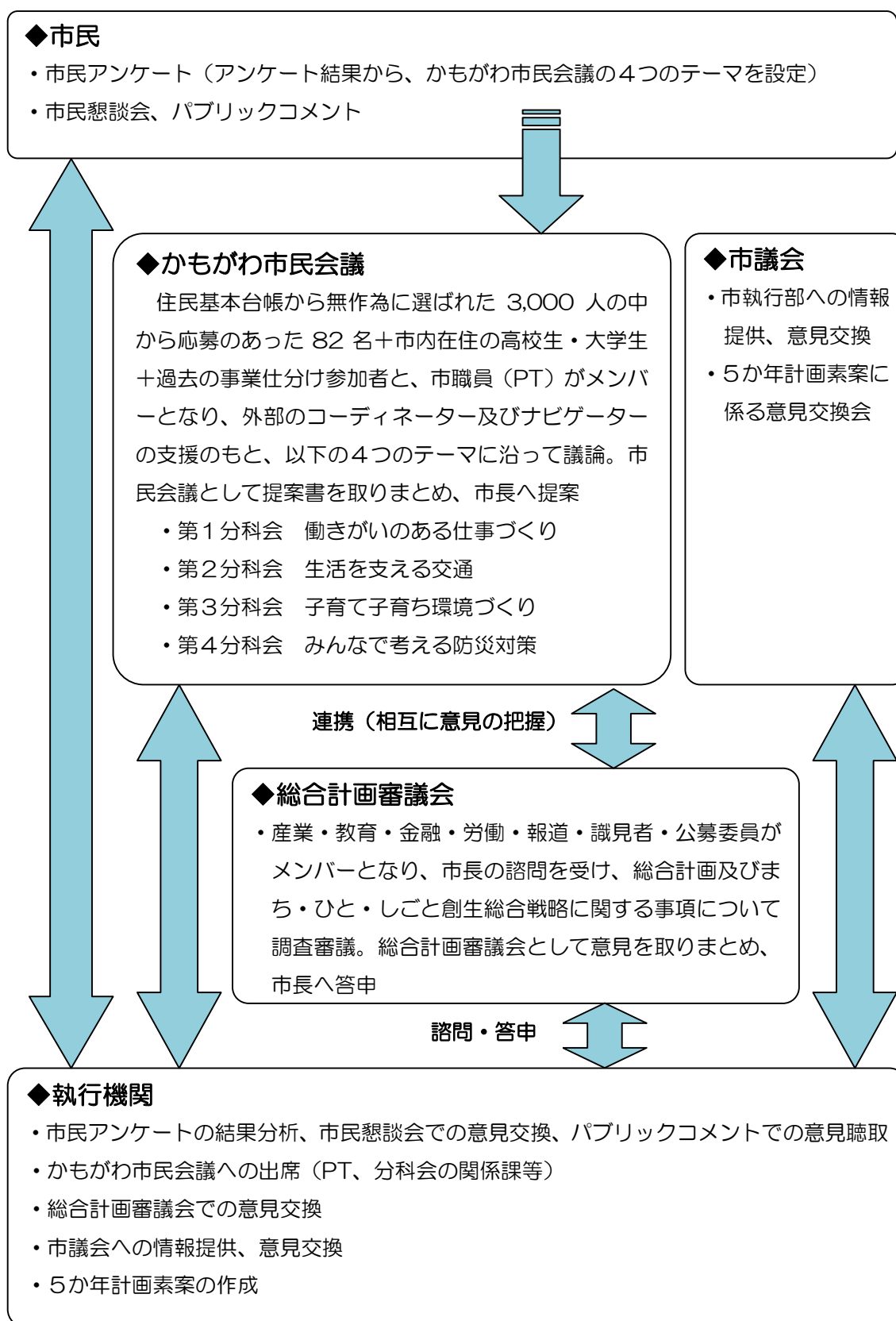
基本計画【Plan（計画）】に位置付け推進している施策【Do（実行）】に対して、計画期間の最終年度における評価指標の達成状況を把握・検証【Check（評価・検証）】し、次期基本計画を策定する際に施策の見直し・改善【Action（見直し）】を図ります。このためには、実施計画【Plan（計画）】に位置付け実施をしている事業【Do（実行）】に対して、毎年、活動指標に対する達成状況を把握し、これを検証【Check（評価・検証）】した上で、この検証結果に基づいて、次期実施計画を策定する際に事務事業の見直し・改善【Action（見直し）】を図ることとします。また、検証の結果は公表し、市民への周知を図ります。

なお、実施状況の検証結果や社会経済情勢の急激な変化等によって基本計画等の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても、所要の改定を行うものとします。

■基本計画等の進行管理のイメージ（PDCA サイクル）



第5章 基本計画策定の体制図



第6章 基本計画の体系図

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- 1-1 市街地の整備
- 1-2 居住環境の充実
- 1-3 道路網の整備
- 1-4 公共交通網の充実
- 1-5 上下水道の整備

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

- 2-1 環境施策の推進
- 2-2 公園・緑地の整備
- 2-3 環境衛生対策の充実
- 2-4 消防・防災対策の充実
- 2-5 交通安全・防犯対策の充実
- 2-6 消費者対策の充実

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

- 3-1 農林業の振興
- 3-2 水産業の振興
- 3-3 商工業の振興
- 3-4 観光・リゾートの振興
- 3-5 医療・福祉産業の振興
- 3-6 雇用対策の推進

基本方針4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

- 4-1 学校教育の充実
- 4-2 生涯学習の充実
- 4-3 青少年の健全育成
- 4-4 文化の振興
- 4-5 スポーツの振興
- 4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

- 5-1 保健・医療の充実
- 5-2 地域福祉の充実
- 5-3 子育て支援の充実
- 5-4 高齢者施策の充実
- 5-5 障害者施策の充実
- 5-6 社会保障の充実

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

- 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進
- 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進
- 6-3 男女共同参画社会の形成
- 6-4 効率的な自治体経営の推進

第7章 基本計画の見方

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第1節 市街地の整備

現状と課題

本市の市街地は、沿岸部を中心に住宅地や商業施設、観光施設が混在する形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地では、空き店舗の増加や建物の老朽化が進行しています。

基本方針

地域の特性を活かし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域の再編に向けた検討を進めます。

① 施策体系上の政策（章）と、施策分野（節）を示しています。

② 施策分野（節）を取り巻く現状と課題を示しています。

③ 上記②を踏まえ、課題解消に向けた施策分野（節）の基本方針を示しています。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	21.9% （令和元年度）		

④

④ 評価指標／施策（節）の目的の達成度合いを測る指標を示しています。

現状値 / 指標の基準点となる現状の数値を示しています。

目標値 / 計画期間内で目指す数値を示しています。

備考 / 総合戦略の重要業績評価指標（KPI）である場合、「※戦略 KPI」

としています。また、指標に説明が必要な場合、備考で説明を加えています。

施策・事業内容

○太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進

* 城西国際大学観光学部移転に伴う諸問題への対応と、太海望洋の丘周辺地域全体の活性化に向けた取組みを推進します。

◆市民会議提案《第1分科会 施策8》
城西国際大学観光学部の移転は、現時点では存続運動もあり、軽々な判断は難しいところであるが、存続運動と平行して、移転確定後の有効な利活用に向け、対策を講ずる。

⑤

⑤ 施策名称と、それぞれ事業内容を示しています。

⑥

⑥ かがわ市民会議からの提案を示しています。

枠内の◆市民会議提案《〇〇～ の部分が、市民会議の提案です。

市民会議からの提案は、次のいずれかの場合に、対応する事業内容を記載した文章の次に、施策番号と施策を枠囲いで記入しています。

- ア 既定の事業に市民会議提案と内容、目的又は趣旨を同じくするものがある場合
- イ 既定の事業について、市民会議提案を受けてその内容を反映して実施する場合
- ウ 市民会議提案を受けて、新たに提案内容に沿った取組みを行う場合

※ なお、イの場合の「内容を反映」、ウの場合の「内容に沿った取組み」とは、市民会議の提案内容全体をそのまま反映、実施するという場合のほか、提案内容のうち一部分のみ反映する、又は一部分のみ実施する場合を含みます。

第8章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成、基本目標

■基本目標及び数値目標

目指すべき将来の方向ごとに、実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標を設定します。ただし、実現すべき成果を定性的な目標とすべき場合には、定性的な指標を設定します。4つの柱に即して次のとおり基本目標と施策（5か年計画から抜粋）を定めます。

1 しごとづくり ～ 鴨川市での安定した雇用を創出する

項目	目標値（令和7年度）
雇用創出数（累計）	300人
人口に占める就業者の割合（15歳以上）	5%増
市内企業の付加価値額	994百万円増

■ 具体的な施策

○幹線道路の整備	○指導団体の育成・強化
○地域公共交通網の維持確保	○中小商工業者の経営支援の推進
○生活交通の維持確保	○企業立地と雇用の拡大の促進
○地球温暖化対策の推進	○農商工連携、経済交流と販路拡大の促進
○持続的発展が可能な営農環境の創出	○観光・交流資源の整備充実
○農産物の高付加価値化と販売促進	○医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充
○有害鳥獣対策の強化	○雇用相談の充実
○都市と農村の交流から派生する多様な事業展開	○多様なニーズに即したきめ細やかな就労情報の提供
○畜産経営の安定化	○市立国保病院の充実
○水産業の持続的な発展	○ふるさと納税の推進
○水産物の高付加価値化と販売促進	

2 ひとの流れ ～ 鴨川市への大きな人の流れを創る

項目	目標値（令和7年度）
転入者数	300人累増
転出者数	200人累減
観光入込客数（総合戦略分）	170千人増

■ 具体的な施策

○安全で快適な住まいづくりの促進及び特定建築物の耐震化の促進	○文化施設の管理運営
○都市と農村の交流から派生する多様な事業展開	○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致
○観光・交流資源の整備充実	○（仮称）小湊さとすみ学校によるスポーツ・文化交流の促進
○受け入れ体制の強化	○総合運動施設の整備
○インハウンドの推進	○千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
○スポーツコミッションによる地域活性化の推進	○過疎地域における活性化施策の総合的な推進
○医療・福祉分野における人材の確保	○移住定住の促進
○多彩な学習活動の促進	○鴨川版 CCRC 構想の推進
○社会教育関連施設の整備充実	

3 結婚・出産・子育て ～ 次代を担う健やかな子どもたちを育む

項目	目標値（令和7年度）
合計特殊出生率	1.80
結婚希望実績指標	80%
満足度 ・保育サービス、施設 ・子育て支援施策 ・若年世代（10～40代）の定住意向	50%（令和元年度 26.4%） 30%（令和元年度 25.4%） 80%（令和元年度 70.2%）

■ 具体的な施策

○義務教育の充実	○教育・保育サービスの充実
○幼児教育の充実	○地域子育て支援の充実
○多彩な学習活動の促進	○子育て家庭への経済的な支援の推進
○青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化	○障害者の社会参加の促進
○歴史・文化の保全と活用	○結婚支援の充実
○保健サービスの充実	○男女共同参画に関する市民啓発の推進

4 地域づくり ～ 持続可能な地域社会を構築する

項目	目標値（令和7年度）
平均寿命	延伸
健康寿命	延伸
満足度 ・地区コミュニティ施設や地域活動	40%

■ 具体的な施策

○安全で快適な住まいづくりの促進及び特定建築物の耐震化の促進	○ふれあい・ささえあいのネットワークの形成
○地域公共交通網の維持確保	○介護保険事業の円滑な運営・推進
○生活交通の維持確保	○ひとり暮らし高齢者の支援
○防災対策の強化	○高齢者の生きがいづくり活動の促進
○多彩な学習活動の促進	○障害者の社会参加の促進
○保健サービスの充実	○自治組織の強化
○総合運動施設の整備	○過疎地域における活性化施策の総合的な推進
○地域における健康づくり組織の育成・支援	○市民活動の支援
○保健・医療等に関する情報ネットワークの構築	○ファシリティマネジメントの推進

第3部 第4次5か年計画 各論

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第1節 市街地の整備

現状と課題

本市の市街地は、沿岸部を中心に住宅地や商業施設、観光施設が混在する形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地では、空き店舗の増加や建物の老朽化が進行しています。

今後は、都市計画マスタープランに基づき、旧市町が一体となった都市計画のもと、社会情勢の変化や地域の実情に応じた、総合的かつ計画的な市街地の形成を進める必要があります。

また、市内の自然豊かな農村風景、歴史・文化的資源と調和した景観を守るため、新たな土地利用や開発が周囲の風景・街並みと調和するように誘導する必要があります。

加えて、これまで本市の学術・文化・交流の拠点となってきた太海望洋の丘については、城西国際大学観光学部の移転に伴う諸問題に対応しながら、引き続き、これら拠点機能の充実と併せて、新たな地域の活性化に向けたまちづくりの検討を行っていく必要があります。

基本方針

地域の特性を活かし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域の再編に向けた検討を進めます。

また、景観計画を策定し、自然豊かな農村風景や歴史・文化的資源と調和した「景観まちづくり」を推進します。

加えて、太海望洋の丘においては、城西国際大学観光学部の存続への取組みとともに跡地利用の検討を進め、新たな人の流れを創り出すためのまちづくりに向けた取組みを進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	21.9% （令和元年度）	21.8%	

施策・事業内容

○良好な市街地環境の形成

- * 社会情勢の変化や地域の実情に応じた総合的かつ計画的な市街地の形成を推進するため、都市計画区域の再編に向けた検討を進めます。

○景観施策の推進

- * 市内の自然豊かな農村風景や歴史・文化的資産と調和した景観を守るため、景観計画を策定し、「景観まちづくり」を促進します。

○安全で快適な住まいづくりの促進

- * 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。

○太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進

- * 城西国際大学観光学部移転に伴う諸問題への対応と、太海望洋の丘周辺地域全体の活性化に向けた取組みを推進します。

◆市民会議提案《第1分科会 施策8》

城西国際大学観光学部の移転は、現時点では存続運動もあり、軽々な判断は難

しいところであるが、存続運動と平行して、移転確定後の有効な利活用に向け、対策を講じる。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第2節 居住環境の充実

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した居住環境の整備が求められており、民間や関係機関との連携のもと、自然環境に調和した良好な住宅地の形成を誘導していく必要があります。

古くからの住宅地は、道幅の狭い道路による不整形な街区が多く、環境・景観・防災・安全などの観点から、都市計画マスタープランに基づき、市民が住み続けたいと思える居住環境づくりに継続的に取り組むことが求められています。

また、近年は空き家等が増加し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、適切な管理及び活用を図る必要があります。

加えて、令和3年度までには、千葉県により新たな土砂災害警戒区域の指定が予定されています。がけ崩れ等の自然災害から市民の生命の安全を確保するため、がけ地から安全な場所への移住等を進めていく必要があります。

一方、老朽化した市営住宅は、長寿命化計画に基づくストックの確保と、入居者の高齢化に対応した快適な住環境の確保を計画的に進めていく必要があります。

基本方針

安全で快適な居住環境の形成のため、市街地における狭あい道路の拡幅整備、がけ地に近接する危険住宅の移転に対する助成、民間による宅地開発等の適切な指導を行い、良好な住宅地の誘導を図ります。

また、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、これを定住の促進へと結び付けていくため、既存住宅の耐震化等のための改修や転入者の住宅取得に助成を行います。

空き家については、その発生を予防し、活用できるものは有効活用を図り、管理不全な空き家については解消を目指します。

市営住宅については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めるとともに、高齢者に配慮した居住空間の確保に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	34.0% （令和元年度）	33.9%	
住宅の耐震化率	53.4% （平成28年3月）	95.0%	※総合戦略KPI
住宅取得奨励金制度の活用による転入者数（累計）	260人 （令和元年度）	432人	制度開始当初（平成23年度）からの累計
市営住宅の入居率	92.1% （令和元年度）	100.0%	
空き家の情報受理件数に対する改善率	41.5% （令和元年度）	45.7	

施策・事業内容

○快適な居住環境の実現

* 漁村区域内の狭あい道路を拡幅し、生活環境の向上や災害時等における安全確保を図ります。

○安全で快適な住まいづくりの促進

- * 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。（再掲、第1章第1節）
- * 安全な居住環境を形成するため、がけ地に近接する住宅の解体・撤去、移転費用の助成を行います。
- * 本市への定住を目的とした転入者の住宅取得を奨励することにより、定住促進を図ります。
- * 空き家等に関する対策を実施し、地域住民の生活環境を保全するとともに、安心して安全な地域社会の実現を図ります。

○市営住宅の維持管理

- * 居住環境の整った住宅ストックを確保するため、長寿命化計画に基づく市営住宅の改修に努めるほか、老朽化住宅の用途廃止を行います。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第3節 道路網の整備

現状と課題

館山自動車道の全線開通や首都圏中央連絡自動車道の整備進展等により、高規格幹線道路網※が形成され、私たちの暮らす房総半島は、半島性の解消などのストック効果が現れていますが、これらの機能を十分に発揮させるためには、国道127号富津館山道路から外房地域を經由し、首都圏中央連絡自動車道へ連絡する高規格道路の整備実現が必要不可欠です。

また、地域間を結ぶ幹線道路の国県道は、着々と整備がなされていますが、より一層の整備促進を求め、関係機関への積極的な要望活動を継続的に行っていく必要があります。

一方、延長約740kmに及び市道のうち、国・県道を結ぶ主要幹線市道は、渋滞緩和や利便性の向上を目的としたバイパス道路として整備を図る必要があります。また、市道の快適性、安全性等を高めていくため、老朽橋梁等については、長寿命化修繕計画策定のもと、予防的な修繕及び計画的な架替えを行うとともに、一般市道は、生活道路として交通の支障箇所の改良等に努めていくことが求められています。

基本方針

地域高規格道路※「館山・鴨川道路」等の広域的な道路ネットワークの強化及び市内国県道の整備促進と、より快適で利便性・安全性の高い道路網の形成を図るため、県との適切な役割分担と連携のもと、市道（幹線道路・生活道路）の整備を進めます。

また、既存の道路施設については、市民の生命を守り、より信頼性の高い道路交通網を確保するため、橋梁やトンネル、舗装、法面等の法定点検と計画的な修繕を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市道の改良率	31.8% (平成31年3月)	32.4%	
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	46.1% (令和元年度)	46.0%	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○一般市道等の整備

- * 日常生活に密着した生活道路の利便性・安全性の向上のため、地域要望に基づく計画的な市道の整備を行います。

◆市民会議提案《第2分科会 施策12》

子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

- * 市道等の利便性・安全性確保のため、各種補修工事の実施、地元区への草刈り作業委託、道普請支援に必要な資材提供等を行い、常時良好な道路環境を保持します。

◆市民会議提案《第2分科会 施策12》

子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

○幹線道路の整備

- * 国・県道の整備を促進するため、インターチェンジへのアクセス向上や交差点改良、未改良

区間の整備等について、期成同盟会等を通じた要望活動を進めます。

◆市民会議提案《第2分科会 施策11》

観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。

- * 国・県道の慢性的な渋滞緩和を図り、より安全かつ円滑な道路交通を実現するため、市道貝渚大里線の整備を進めます。

◆市民会議提案《第2分科会 施策11》

観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。

○橋梁等の維持管理

- * 市道に架かる橋梁・トンネル等について、法定点検を継続的に実施しながら、維持補修費の平準化を踏まえて長寿命化を実施し、道路交通の安全性を確保します。

○舗装・法面等の維持管理

- * 市道の舗装や法面、擁壁等道路施設について、維持補修費の平準化を踏まえて長寿命化を実施し、道路交通の安全性を確保します。

◆市民会議提案《第2分科会 施策12》

子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

○道路台帳の整備

- * 道路の区域や道路施設の現況、幅員等、道路管理事務を円滑に行うため、道路台帳の補正を毎年度実施するほか、市道認定路線の未登記土地の解消を行います。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第4節 公共交通網の充実

現状と課題

本市の公共交通は、JR外房線と内房線の結節点である安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、地域間の移動を担う手段としては、鉄道が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス、近隣市町との間を結ぶ急行・幹線バスが運行されています。市内においては、民間事業者により、路線バス及びタクシーが運行されているほか、本市においてもコミュニティバスを運行しています。

公共交通は、高齢化の進行等によりその重要性は年々増している一方で、人口減少や自家用車の普及等により、利用者数の減少傾向が続く中で、その維持が大きな課題となっています。

特に、地域に欠かせない生活交通である路線バスについては、赤字額の拡大により、市の財政負担なしでは路線を維持できない状況となっており、また、コミュニティバスについても、輸送人員、収支率ともに減少傾向にあることに加えて、車両の経年劣化により修繕費は年々増加するなど、その運営は非常に厳しい状況となっています。

このようなことから、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網のあり方について、抜本的な見直しを行い、公共交通の維持確保を図る必要があります。

基本方針

地域公共交通計画に基づき、民・官の間における機能分担の明確化と連携の強化を図ることを基本として、将来にわたって持続可能な公共交通網を形成していくための取組みを進めます。

また、既存の公共交通サービスの改善を図るため、沿線自治体等との連携を図り、民間事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけていきます。

さらに、民間の路線バスとコミュニティバスの一体的な路線再編や運行方法等の見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを行い、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成することで、公共交通サービスの維持確保を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	61.2% （令和元年度）	減少（改善）	※総合戦略KPI
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	65.1% （令和元年度）	減少（改善）	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	33.2% （令和元年度）	減少（改善）	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○地域公共交通網の維持確保

* 「鴨川市地域公共交通計画」の策定・評価・推進に取り組み、公共交通の利用促進、既存の公共交通の再編や見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを行います。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》

幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

◆市民会議提案《第2分科会 施策2》

都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させ

る。

◆市民会議提案《第2分科会 施策4》

交通弱者の移動を支えるため、現在試験運行中の乗り合い制デマンドタクシーを検証し本格運行に繋げる。

◆市民会議提案《第2分科会 施策5》

地域のつながりを基盤とした、助け合いのシステムとしての移動手段を創り上げる。

◆市民会議提案《第2分科会 施策7》

市内にある交通資源を有する全事業者と連携し、福祉ムーバー※などの先進事例を基に、交通弱者の移動を支える効率の良い移動システムを構築する。

◆市民会議提案《第2分科会 施策9》

観光交通と生活交通の一体化という視点で、既存の交通システムを見直す。

○生活交通の維持確保

* 沿線自治体や関係団体との連携のもと、鉄道事業者に対して、ダイヤ改正や施設整備等に関する要望活動を行い、鉄道の利便性向上を図ります。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》

幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

◆市民会議提案《第2分科会 施策2》

都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

* バス事業者に対する要望活動等を行い、市民の交通移動手段の利便性の向上を図るほか、バス運行に係る経費の補助を行い、民間路線バスの維持確保を図ります。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》

幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

◆市民会議提案《第2分科会 施策2》

都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

* コミュニティバスを運行することにより、市民の交通手段の維持確保・利便性の向上を図ります。また、公共交通網の再編を検討する中で、運行ルート、運行方法等の見直しを検討します。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》

幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第5節 上下水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、近年、人口減少、節水器具の普及や大口需要者による自己水源の活用等により、水需要は低下傾向にあり、令和元年度末の給水状況は、給水戸数 18,325 戸、給水人口 32,321 人、加入率 99.6%で、年間総給水量は 5,781,733 m³となっています。

一方、水道施設では、5つの浄水場や、南房総広域水道企業団から受水する2つの配水場のほか、地形的な状況から多くの加圧ポンプ所などの配水施設を擁しており、水道管の総延長も約 381 kmに及んでいます。この中には創設当時の施設も多く、その維持管理や修繕費は年々増加しています。

平成 30 年 12 月に水道法の一部が改正され、人口減少に伴う水の需要減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化に向けた、関係者の責務の明確化と、広域連携・官民連携の推進、そして、適切な資産管理の推進などが新たに盛り込まれました。

今後は、水道事業が、拡張の時代から維持管理の時代へと、大きな転換期を迎えていることを踏まえ、将来の水需要の予測に基づき、施設のダウンサイジング※を見据えるとともに、自然災害の影響を最小限にとどめられる計画的な施設の整備・耐震化、また、管路の更新・耐震化も併せて推進し、安定した水道供給の確保に努めるとともに、水道事業の健全性の確保に取り組み、持続可能な運営基盤の確立を図ることが求められます。

一方、本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全していくための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応しており、今後は、なお一層の意識啓発を図りながら、この普及拡大に努めていく必要があります。

さらに、近年、台風や豪雨などの発生頻度が増している中、浸水被害が見られる地区もあるため、この対策としての排水機能の強化が求められています。

基本方針

平成 30 年度に策定した「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に掲げる「安全」、「強靱」及び「持続」の各分野における課題について、適正な財源確保と投資の合理化を図り、安全・安心な水を将来にわたって安定的に供給できるよう、水需要の予測を踏まえ、水道事業の健全性を維持しつつ、水道施設の整備と維持管理並びに老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に実施します。

また、県営水道と用水供給事業体の統合の取組みを踏まえ、令和 7 年度を目途に、南房総地域の末端給水事業体の統合・広域化も併せて推進し、安定した経営基盤の確立に努めます。

また、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を、市民への意識啓発を十分に行いつつ、継続的に促進します。

さらに、市街地における浸水被害の解消を目指し、排水路等の適切な設置による雨水等処理機能の維持・向上を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
残留塩素濃度の目標達成率	89.96% (令和元年度)	90.00%	
配水管等の耐震化率	10.76% (令和元年度)	12.76%	
汚水処理人口普及率	46.4% (令和元年度)	53.4%	

施策・事業内容

○安全で良質な水の安定供給

- * 浄水場等施設の更新・改良を計画的に行うことで水質事故や施設事故等を未然に防止し、安全で良質な水の供給に努めます。
- * 老朽化の進む配水管等の更新・維持管理を適正に行い、水の安定供給に努めます。
- * 鴨川市水質検査計画に基づく検査を実施することにより、水質に対応した浄水処理を実施します。
- * 専用水道、簡易専用水道等の施設の適正な設置及び管理を指導し、飲用水道の安全性を確保します。

○水道事業の運営基盤の強化

- * 水道事業に関する広域的な課題に対し、南房総地域末端給水事業体の統合を進めるほか、関係事業者との連携により、安全で良質な水を将来に渡り、安定的に供給します。

○下水処理機能の充実

- * 単独浄化槽又は汲取便槽から合併処理浄化槽への転換に助成し、生活排水の適正処理を促進します。
- * 老朽化の著しい都市下水路※の計画的な更新や清掃など、適切な維持管理を行います。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第1節 環境施策の推進

現状と課題

本市は、南房総国定公園、県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されるとともに、海山問わず豊かな自然・景勝地に恵まれています。これらを快適で豊かな市民生活の源泉として、また重要な観光・交流資源として、大切に守り育てていくためには、総合的かつ計画的な取り組みが求められています。

また、大気汚染の広がりや、地球温暖化に伴う異常気象による被害など環境問題は市民生活にも直接的な影響を与えるに至っています。

これに伴い、本市においても、安心・安全で快適な生活を確保するため、大気・水質等の身近な生活環境に関する調査について、継続して取り組みつつ、更なる環境美化に向けた啓発や市民活動への支援に力を入れていく必要があります。

加えて、地球の温暖化を防止するため、SDGsの理念も踏まえ、温室効果ガス※排出量削減にも取り組みます。

基本方針

環境基本計画に基づき、豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまち—未来を担う子どもたちが誇りを持てるまちに—を目指して、地球温暖化対策の推進、大気・水質をはじめとする生活環境の保全、豊かな自然環境や景観の保護・保全などに関する取り組みを進めていきます。

また、環境美化に関する意識啓発等にも積極的に取り組み、地域の環境保全に関して、市民、事業者、行政が連携しながら施策を推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「公害防止等の環境保全施策の推進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	24.4% （令和元年度）	19.5%	
不法投棄物の年間撤去量	8.72t （令和元年度）	6.41t	
住宅用省エネルギー等設備の申請基数（累計）	102件 （令和元年度）	110件	総合戦略 KPI

施策・事業内容

○環境施策全般の総合的な推進

- * 環境の保全等に関する施策の推進を図るために策定した環境基本計画の各種事業について、全体的な進行管理を行い、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- * 環境保全等の施策の推進を図るため、環境審議会において環境保全等に関する基本的事項等を調査・審議します。

○地球温暖化対策の推進

- * 地球温暖化対策実行計画に基づく市役所内の取り組みを推進し、温室効果ガスの排出削減を図ります。
- * 家庭における省エネルギーの推進や温室効果ガス発生を抑制するため、住宅用省エネルギー設備の設置に対する補助を行います。
- * 公用車の更新や導入の際、低公害車※や低燃費自動車※を購入し、地球温暖化対策の推進や省エネルギーの推進を図ります。

○生活環境の保全施策の推進

- * 自動車騒音など生活環境の安全性・快適性に関する監視を系統立てて実施するとともに、その結果等を公表します。
- * 大気・水質等身近な生活環境の保全を目指し、ダイオキシン類調査及び河川等水質検査を実施し、その結果を公表します。

○自然環境・景観の保護・保全施策の推進

- * 土砂等の埋め立てなどによる土壌汚染及び災害発生を未然に防止し、市民生活の安全確保と生活環境の保全を図るため、小規模埋立てに関する許可審査及び適切な監視指導を行います。
- * 主要な不法投棄箇所に監視用カメラを設けるとともに、不法投棄監視員及び環境監視員の連携監視など監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます。

○環境美化に関する啓発活動等の推進

- * 地域の自発的な美化活動や、よりよい生活環境づくりを目指した活動を支援し、関係団体の支援・育成を図ります。また、花壇コンクールの開催や環境学習の場の提供を行い、環境美化の啓発を図ります。
- * ごみの適正処理、再資源化の啓発や市民の自主的な環境美化への意識の向上を図るため、市内全域を対象としたごみゼロ運動等を実施します。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第2節 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、市民のレクリエーション空間であるとともに、自然とのふれあいを提供するなど重要な役割を担っています。

市内には、12箇所の市立公園と7箇所の子どもの遊び場のほか、「モミ・ツガのみち」など3ルート of 首都圏自然歩道があります。

今後は、既存施設の適切な維持・管理に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに合わせて、市民の生活に潤いを与える場として、さらには観光・交流のより一層の振興を支える場として、本市の特色を活かした公園の整備を進めていくことが求められています。

基本方針

生活の憩いの場としての身近な公園の適切な維持管理に努めるとともに、四季を通じて、豊かな自然とふれあうことができる首都圏自然歩道の機能確保に引き続き努めます。

さらに、主要国道等の美化花壇の維持管理に努めます。

また、子ども達が身近な場所で安心して遊べる環境を確保するため、児童遊園地の適切な維持・管理に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内の公園面積	178,449 m ² (令和元年度)	178,449 m ²	
「花壇の設置など環境美化の推進」に満足する市民の割合 (まちづくりアンケート調査)	41.0% (令和元年度)	41.0%	

施策・事業内容

○公園・緑地の整備

- * 公園施設の改修や点検など適正な維持管理を行い、市民の憩いの場としての快適な空間の形成を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策13》

安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進める。

- * 児童遊園地の遊具等の点検、修繕、更新を適切に行い、児童の身近な遊び場として、安心して安全に利用できる環境の整備を行います。

◆市民会議提案《第3分科会 施策13》

安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進める。

○首都圏自然歩道の維持管理

- * 四季を通じて豊かな自然にふれあい、気軽に散策が楽しめる首都圏自然歩道の巡視と維持管理を適正に実施します。

○国道等美化花壇の整備

- * 主要国道等の花壇の植栽と管理を年間を通して実施し、市民や来訪者に潤いの場を提供します。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第3節 環境衛生対策の充実

現状と課題

本市のごみ排出量は、1人1日当たりごみ排出量は1,150gで近年は減少傾向にあるものの、県の平均の897gよりも多いことから、更なるごみの減量化と再資源化を図る必要があります。

また、ごみの処理施設・収集運搬体制については、現在、6市1町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）による広域廃棄物処理事業によりごみ処理広域化事業の推進による新たな一般廃棄物処理体制の整備と、それまでの間の鴨川清掃センターの効率的な維持管理と新たな一般廃棄物中継施設※の整備・運営に並行して取り組むことが求められます。

ごみの収集や処理方法について、大きな変化の時期を迎えることから、一層の減量化を推進し、効率的な施設運営に繋げるとともに、適正なごみ処理手数料についても検討する必要があります。

一方、し尿処理施設については、昭和57年3月に竣工して以来38年が経過し、主要処理施設の老朽化が顕著であるため、施設の更新を含めた検討が必要です。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、安房郡市広域市町村圏事務組合により運営されている火葬場施設の適正運用を確実に実施していくことが求められます。

基本方針

一般廃棄物処理基本計画に定めるごみ減量化目標の達成を目指し、分別排出の徹底やごみの減量化・資源化に努めることを基本として、中長期的視野のもと、資源循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理広域化により、安定したサービスの提供と処理費用の削減を目指します。並行して、一般廃棄物中継施設※の建設運営を円滑に行うとともに、広域廃棄物処理施設稼働後に向けた収集運搬体制の構築に取り組みます。

また、衛生センターでは、過去3回にわたり大規模改良工事を実施して、長寿命化を図ってまいりました。しかし、生物処理槽などの主処理施設は、稼働させながらの大規模改修工事が困難であり、経年劣化が見受けられることから、更新を含めての検討を行い、し尿汚泥の安定的な収集・処理体制の構築を図ります。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、広域的に運用する火葬場の円滑な運営についても、確実かつ適正に維持していきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
1人1日当たりのごみ排出量	1,152g/人・日 (令和元年度)	850g/人・日	
リサイクル率	17.8% (令和元年度)	18.9%	

施策・事業内容

○ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

- * ごみ集積場所に搬出されるごみの散乱防止のため、集積施設（集積かご）の整備に対する補助を行います。
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合により処理している、広域粗大ごみ処理施設※を抜本的に見直します。
- * 廃止となった本市西江見のごみ焼却施設跡地については、地元や景観に配慮した管理を行うとともに、南房総市和田町の最終処分場の解体を行います。
- * 平成30年4月に発足した6市1町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）の協議会による広域廃棄物処理施設の整備事業について、環境影響調査※、造成・土木工事及びプラント工事等を行い、令和9年4月の操業開始を目指します。

- * 清掃センターの老朽化に対応するため、広域ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間による処理を実施するとともに、これに必要となる一般廃棄物中継施設を整備・運用し、安定したごみ処理体制の確立を目指します。
- * 焼却施設等を安定的かつ経済的に稼働させるため、清掃センターの適切な維持管理を行い、令和4年上半期に新たな一般廃棄物中継施設が稼働するまでは既存施設の焼却機能を維持し、以降は収集機能の拠点とします。
- * 市内のごみ収集業務を効率的に行うため、必要なごみの収集体制を維持・整備します。
- * 効率的なごみの収集体制を整備するため、収集運搬業務の委託を推進します。
- * 老朽化の著しい天津小湊清掃センターの解体に係る業務を実施します。
- * 天津小湊最終処分場の適切な維持管理を図ります。

○ごみの減量化、再資源化の推進

- * ごみ指定袋制度の運用により、処理費用負担の公平化やごみの減量化を図ります。
- * 収集したごみについて、資源物の有価物売却や民間委託による処理を行い、ごみの減量化・再資源化を図ります。
- * ごみの焼却処理から生じる焼却残渣と飛灰の再資源化を行います。

○し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理

- * し尿収集運搬業務の安定的な体制を維持するため、し尿収集運搬業務の委託を実施します。
- * 安定したし尿等の処理や環境保全対策を行うため、衛生センターの老朽化に対応し、施設の更新などの検討を行います。

○火葬場の整備充実

- * 安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に運営する火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。

○公衆衛生対策の充実

- * 県や県獣医師会との連携のもと、犬の所有者に対し、畜犬登録の促進や狂犬病予防注射を実施し、公衆衛生の向上を図ります。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第4節 消防・防災対策の充実

現状と課題

東日本大震災の発生後、市民の防災意識の高まりとともに、事前防災や減災に関する取組みが強く求められており、いつ発生するかわからない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが特に必要とされています。

さらには、近年、自然災害が頻発化・甚大化・多様化するとともに、大規模な事件・事故が頻発しており、特に、令和元年房総半島台風等の発災以降は、停電対策や市民への情報伝達、避難所での感染症対策、食料や資材等の速やかな給与のための備蓄管理体制の見直し、今後追加される土砂災害警戒区域内住民への対応など新たに取り組むべき危機管理に関する課題も発生しています。

これまで本市においては、市内各地域の様々な災害に対する脆弱性を評価した上で、地域防災計画を改定し、これに基づく防災マップの作成・戸別配布、津波避難ビルの指定や海拔表示看板等の設置、関係機関との連携による治山・治水対策などの取組みを、大規模災害の発生に先立ち、優先度をつけて推進してきました。

しかし、我が国がおかれた地勢的状况は、多様かつ大規模な災害の発生を想定する必要があることから、求められる備えには限りがない一方、こうした施策を実施するための財源は限られています。

このため、中長期的な視野のもと、引き続き優先度が高い施策からの的確な実施に努めることは当然ながら、今すぐにでも発生しうる大規模災害に備えるため、市民が、自らの生命及び生活を守ることができるよう草の根レベルでの地域力の向上を促す取組みを進め、これまで以上に災害に強い地域の創造を図っていく必要があります。

消防・救急体制については、現在、安房郡市広域市町村圏事務組合により鴨川消防署、長狭分遣所、天津小湊分遣所が設置され、常備消防と救急業務が担われている一方、非常備消防として消防団が組織されています。

しかし、近年、消防団員の確保が困難になっていることから、新たな消防団員の確保や組織の総合的な見直しを図るとともに、市や関係機関はもちろんのこと、平時から地域住民も含めた相互の連携を深め、自然災害や特殊災害等の有事への対応の更なる充実を図ることが必要です。

基本方針

今後、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることや、近年の風水害の大規模化・頻発化などから、東日本大震災や令和元年房総半島台風等の過去の災害から得られた経験を最大限に活用し、災害発生時、迅速かつ適切な対応を可能とするため、災害対策本部設置訓練の実施や平時から関係機関との連携を密にするなど、危機管理体制の整備を図るとともに、災害用備蓄資機材等の充実を図ります。また、市民が情報をより得やすい環境の整備を図るため、防災情報伝達手段の多メディア化を進めます。

さらに、市民の自助、共助※の意識啓発や有事における避難等の迅速性・確実性を向上させる住民参加型の避難訓練、防災に関する出前講習、共助の基盤となる自主防災組織の育成、消防団との連携、災害ボランティア団体の育成といったソフト対策を、感染症対策も考慮しながら、関係機関との連携のもと継続的に実施し、災害発生時における被害の最小化を図ります。

広域的な消防・救急体制については、その更なる充実に向け、消防団員の活動環境の整備、消防団の持続可能なあり方の検討など、災害発生時に適切に対応できる動員体制を確保するとともに、治山・治水対策の計画的な実施を進め、災害に対して強靱性を持った地域づくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「自然災害に対する防災対策」において「不満」と回答した市民の割合（まちづくり	17.4% (令和元年度)	10.0%	

アンケート調査)			
防災訓練等の年間参加者数	5,300人 (令和元年度)	5,300人	
防災に関する出前講習等の年間実施回数	10回 (令和元年度)	15回	

施策・事業内容

○防災対策の強化

* 災害時の人的被害の軽減を図るため、年間を通して様々な災害を想定した訓練や防災教室を実施します。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策1》
行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策2》
災害を自分ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策3》
災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策10》
災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。

* 備蓄品の適正保管・管理及び災害時に被災した市民等への支援物資の給与など災害対応力と事前防災の強化のため、地域防災計画の備蓄目標に基づく備蓄食料や水等の整備・更新を行います。また、国土強靱化地域計画（令和2年度策定）の更新も行います。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策3》
災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策5》
プロアクティブの原則を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策6》
安心して避難できる避難所（公設）、避難場所の整備を進める。
- ◆市民会議提案《第4分科会 施策8》
一人でも多くの命を救うためにも、一日でも早く日常に戻るためにも、応急対応の体制を作る。

* 市社会福祉協議会が設置運営する災害ボランティア活動センターを支援し、災害時の迅速な復旧支援に取り組みます。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策9》
助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。

* 災害時に市が開設する避難所での避難生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所※を開設します。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策9》
助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。

* 避難について特に支援が必要な方の名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有し、避難支援協力者※と連携し迅速な避難ができるように取り組みます。

- ◆市民会議提案《第4分科会 施策9》
助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。
- ◆市民会議提案《第2分科会 施策6》
災害時に素早い移動が困難な方たちを地域の中にある移動手段を使って、安全に避難させる。

- * 被害軽減のための事前の防災情報や、被災者の生活支援や早期復旧に資するための支援情報などを速やかに伝達するための取組みを実施します。

◆市民会議提案《第4分科会 施策1》

行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。

◆市民会議提案《第4分科会 施策2》

災害を自分ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。

◆市民会議提案《第4分科会 施策4》

災害時に冷静に判断し、行動するためにも、災害情報の収集と発信・情報共有体制の整備を進める。

◆市民会議提案《第4分科会 施策5》

プロアクティブの原則※を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。

◆市民会議提案《第4分科会 施策7》

被災者全員に行き届く、多様な支援情報の発信と共有体制を作る。

- * 発災時に備えた自主防災組織の防災力向上のため、組織活動に対する補助を行います。

◆市民会議提案《第4分科会 施策3》

災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。

◆市民会議提案《第4分科会 施策10》

災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。

- * 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護計画を更新します。

○高潮・津波・水害対策の推進

- * 自然災害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、河川の計画的な改修の実施と河川機能の維持を図ります。
- * 前原・横渚地区の浸水被害を解消するため、排水機場※の適正な維持管理を行います。
- * 高潮・津波被害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、市内3箇所（内浦、湊、神明）の水門の適切な維持管理を実施します。

○土砂災害対策の推進

- * がけ崩れによる土砂災害から市民の生命、財産を守り安全・安心な暮らしを確保するため、関係機関と協力して急傾斜地対策事業の円滑な実施を図ります。
- * 山地災害や地すべりによる災害を未然に防ぎ、市民の生命・財産を守るため、治山・地すべり対策の充実を図ります。
- * 農業用ため池※・ダムに関する情報整理及び緊急時の体制構築、適正な施設機能を保全するための必要な事業を計画的に実施し、農業水利の安定確保と防災対策の充実を図ります。

○消防・救急体制及び施設設備の整備

- * 安房郡市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。
- * 消防委員会議の開催や他市町との連携や協力体制の構築などにより、消防行政の円滑な運営を図ります。
- * 消防力の強化、充実を図るため、消防団車両の適切な維持管理と老朽化した車両の計画的な更新を行います。
- * 本市における消火活動や様々な災害への対応のため、消防団員の安全確保と機能強化を図ります。
- * 迅速かつ安定した消火活動を行うため、消防団詰所、消火栓及び防火水槽を適正に維持管理します。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第5節 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市における交通事故発生件数は、減少傾向にあるものの、依然として5年前と同程度の水準となっています。また、近年問題となっている悪質なあおり運転や、高齢者が関与するブレーキとアクセルの踏み間違えの事故件数が増加しているため、今後も高齢化が進んでいくと考えられる本市にあっても、引き続き高齢者等を対象とした交通安全施策の充実を図っていくことが必要です。

犯罪に関しては、近年、振り込め詐欺などの知的犯罪を中心に、その手口の巧妙化や広域化が進んでいます。

本市の犯罪発生件数は比較的少なく、また減少傾向にあるものの、犯罪の全国的な低年齢化・広域化から、子どもや高齢者等が被害者になる可能性も考えられるため、家庭や学校、地域との連携のもと、規範意識・防犯意識の向上など、犯罪を未然に防止するための環境整備に市民と関係機関等が一体となって取り組むことが求められます。

基本方針

交通安全対策として、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の危険箇所への整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図るため、警察や交通安全協会、高齢者福祉団体等との連携のもと、高齢者等の交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を未然に防止するための取組みを強化します。

また、犯罪対策として、警察や地域防犯団体等との連携のもと、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置とLED化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間交通人身事故発生件数	91件 (令和元年)	81件	
年間犯罪発生件数	146件 (令和元年)	121件	

施策・事業内容

○交通安全対策の推進

- * 交通安全協会をはじめとした関係機関・団体と連携し、街頭監視や子どもや高齢者を対象とした交通安全教室、交通安全運動等の啓発を行い、交通事故の防止を図ります。
- * 高齢運転者による交通事故の抑制のため、運転免許証を自主返納した高齢者ドライバーのバス乗車運賃が割引となるノーカー・サポート優待証※制度の周知啓発を行い、更なる普及促進を図ります。
- * 安全に通行・通学できる道路環境の確保と交通事故の防止をめざし、ガードレール、カーブミラー、区画線、道路照明、カラー舗装等の交通安全施設の整備・維持を行います。

○防犯対策の推進

- * 夜間の歩行者の安全確保と犯罪等被害の未然防止のため、市内に設置された防犯灯の適正な維持管理及び更新を行うとともに、地域と連携した防犯パトロールや非行防止パトロール等を実施します。防犯灯の更新に当たっては、経済性向上のため、LED化を進めていきます。

第2章 環境と調和した安心・安全のまち

第6節 消費者対策の充実

現状と課題

生活様式の変化に伴い、消費者ニーズが多様化する中において、インターネットの普及による電子商取引等の拡大・浸透により、消費者の購買行動も大きく変化してきています。

これに伴い、国民生活センターや消費生活センターに寄せられる相談としては、通信販売や、インターネットを介して提供を受けるデジタルコンテンツの契約に関する相談が増加しており、特にこれらについては、若年者と高齢者からの相談の増加が顕著となっています。

また、経済のグローバル化等により原材料の海外調達が進んでいることなどから、食品をはじめとする商品やサービスの安全性についても、正確かつ詳細にわたる商品情報や消費生活情報の提供が求められています。

こうした動向を踏まえ、本市でも、国・県、国民生活センター、その他関係者と連携しながら、消費者問題の被害者の救済に向けて市民目線で取り組むとともに、被害の未然防止や再発・拡大防止のため、消費者自らが消費生活に関する知識、情報を取得できるよう、積極的に関係情報の周知を図る必要があります。

基本方針

生活していく上で欠かすことのできない消費活動において、安心・安全な環境を整備するため、商品の品質表示等の監視体制の強化を図るとともに、多様化する相談内容に適切に対応するため、国・県等との連携のもと、身近な相談体制の充実を図ります。

また、消費者情報パンフレットの配布や広報誌への記事掲載、消費生活に関する無料相談などの取組みを通して、消費者被害を未然に防止するための情報提供・啓発活動に取り組みます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「消費者トラブルや悪質商法等への対応の充実」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	14.3% （令和元年度）	12.4%	

施策・事業内容

○消費生活の安定と充実

- * 不当表示、不良商品、欠陥不公正販売などを未然に防止し消費生活の安定を図るため、店舗への立ち入り検査を実施し、消費生活用製品、家庭用品、電気用品、特定液化石油ガス器具等の品質表示等の監視を強化します。

○消費生活相談の充実及び情報の提供

- * 消費生活のトラブルに対応するため、消費生活相談や法律の専門家による無料相談を実施するとともに、消費者情報パンフレットの配布や広報誌等を通じての情報の提供に努めます。
- * 消費生活に関する被害の未然防止・拡大防止のため、国や県、関係団体と連携し、学校や地域などの様々な場面で行われる消費者教育・学習において、若年者や高齢者など年齢層に応じた啓発活動を行います。

第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第1節 農林業の振興

現状と課題

本市にとって、農業は基幹的産業のひとつであるとともに、農村の美しい景観は、防災の観点においても重要な機能を果たしており、今後もその持続的発展を図っていく必要があります。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷に加え、サル、シカ、イノシシ、キョン等の有害鳥獣による被害の深刻化に伴う農家数の減少と耕作放棄地の増加など、厳しい状況にあります。加えて、農業経営においては、経済のグローバル化に伴う国際動向、さらには、世界規模での感染症のまん延がもたらした新たな生活様式の展開や、これに伴う消費需要の変化などについても引き続き注視が求められる状況にあります。

このため、経営感覚に優れた意欲ある農業従事者の確保・育成、優良農地の保全やその利用の集積と併せて、「長狭米」や「鴨川七里」、「鴨川レモン」など高品質な地元産品のブランド力の更なる強化を進めるとともに、有害鳥獣対策にも継続的に取り組み、産業としての競争力の維持と持続的発展を図ることが必要です。

また、一次産品の加工商品の開発による高付加価値化、多様な手法を用いた販路の拡大などをさらに推し進め、農家の安定的な収入の確保・増加に取り組むことも必要です。

畜産業については、周辺環境との調和を図りつつ、家畜伝染病の予防対策を確実に実施し、生産の効率化やコスト低減・省力化を進め、耕畜連携による農地の有効利用など、他産業との共栄を図る取組みについても推進していくことが求められます。

林業については、外材の流入による価格の下落や従事者の高齢化、さらには、近年拡大の見られるマテバシイなどのナラ枯れ、令和元年房総半島台風などの影響により、森林の荒廃が見られる状況にあります。水源のかん養や二酸化炭素の吸収、水害や山地災害に対する防災面など、森林が提供する多様な公益的機能を守るため、森林の適正な保全・育成が必要です。

令和元年房総半島台風は、本市の農林業に対しても大きな影響を及ぼし、今なお復旧に向けての取組みが継続されています。こうした自然災害に対し、農道や林道などの老朽化した農業用インフラの計画的な更新・補強や、非常時の対応策の充実を図り、災害に強い農林業の展開を図っていく必要があります。

また、人口の減少という本市が抱える最重要課題を克服するため、棚田保全活動を通じ、美しい農村景観と大都市に近い立地を活かした、都市農村交流をこれまで以上に積極的に進めるとともに、農業の新たな担い手ともなり得る市外からの就農希望者の発掘に努めることも必要です。

基本方針

農業については、効率的で災害に強い営農基盤の整備として、進捗中又は計画中のほ場整備事業や、老朽化の進むため池やダムなどの農業用基盤施設の計画的な診断・改修・更新等、関係機関との調整を図りながら、着実な実施に結びつけます。

また、日本型直接支払制度の活用による営農基盤の継続的な整備により生産性の向上などを図るとともに、耕作放棄地の解消や農家の後継者不足への対応として、有害鳥獣対策事業の強化と併せ、地域の主要な担い手への農地の集積・集約化を進め、競争力の維持・強化を図ります。さらには、本市が誇る高品質な農産物のブランド力と付加価値の向上として、里のMUJI みんなみの里に新たに設置した開発工房の積極的な活用を図り、農商工連携や6次産業化の深化によって新たな加工商品の開発を進めるとともに、インターネットをはじめとする多様な販売手法の活用や、貨客混載といった運送機関との連携による効率的な物流体制の展開を図り、更なる販路の拡大を支援します。

畜産業においては、徹底した家畜衛生対策と経営支援により、安全かつ優良な生産を支えるとともに、稲WCS生産をはじめとする耕畜連携を積極的に促進し、農業と畜産業の共栄を目指します。

林業については、国土の保全や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能が発揮され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道の整備や治山対策の促進に努めるほか、森林環境整備基本計画に基づき、台風等による倒木被害や、拡大の進むナラ枯れ被害によって荒廃した森林への対策を計画的に進めるとともに、国・県との連携をとりながら、森林環境譲与税を効果的に活用し、森林の適切な保全・育成を図ります。

また、大山千枚田をはじめとした棚田などの景観や地域の農的魅力を最大限に発揮し、これを都市農村交流や本市への移住の拡大に結びつけていくため、総合交流ターミナル「里のMUJ | みんなみの里」の道の駅登録に向けての整備を進めるとともに、地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」については、改めて施設のあり方や新たな管理手法の検討を進め、中核施設の更なる充実を図り、新たな地域資源の発掘・育成を促進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
経営耕地面積	1,259ha (平成27年)	1,259 ha	減少傾向にある中、現状を維持
認定新規就農者数(累計)	8人 (令和元年度)	13人	計画期間内の累計 ※総合戦略KPI
有害鳥獣による年間農作物被害額	11,877千円 (令和元年度)	10,689千円	
酪農飼養頭数	956頭 (令和元年度)	956頭	減少率を抑制
森林の整備面積(間伐・造林等)(累計)	102ha (令和元年度)	207ha	計画期間内の累計

施策・事業内容

○持続的発展が可能な営農環境の創出

- * 農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を解決するため、地元農家とともに「人・農地プラン」を作成し、定期的な見直しを行います。
- * 農地中間管理事業の推進により分散農地の担い手への集積化を促進し、農業経営の効率化を図ります。
- * 新規就農者の確保と地域農業の担い手を育成するため、就農段階から農業経営の改善、発展段階まで、一貫した担い手の育成を支援します。
- * 意欲ある農業経営体の経営の規模拡大や多角化を図るため、農業経営基盤強化資金や農業近代化資金に対する利子補給を行い、その経営を支援します。
- * 複数の農家が共同で行う水稻病害虫の防除事業を支援し、斑点米やいもち病などの発生防止と生産性の向上に努めます。

○農産物の高付加価値化と販売促進

- * 一次製品の生産団体の取組みを支援し、鴨川ブランドの確立を図るとともに、農商工連携や6次産業化の取組みを支援することで、一次製品の高付加価値化と販売促進を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策1》

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。

- * ふるさと納税の返戻品としての活用なども図りながら、ブランド力の向上と販売促進を図ります。

○農業生産基盤の整備等促進

- * 農業生産の効率化と所得向上を図るため、地域の土地改良区や水利組合が実施するほ場整備や用排水路の適正な維持管理を支援します。
- * ほ場整備事業などで造成された幹線農道や集落間連絡農道の未舗装路線を計画的に整備します。
- * 農道や農業用施設の修繕、農地の崩落などの復旧に必要な資材を支給し、農業生産基盤の安定化に努めます。

○有害鳥獣対策の強化

- * サル、シカ、イノシシ、キョンなど有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、銃や罠による捕獲を行うほか、電気防護柵の設置を支援します。

○農業の有する多面的機能の発揮の促進

- * 景観形成や洪水・土砂崩れの防止など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が協働して実施する農地の保全活動などを支援します。

○都市農村交流事業の展開

- * 都市農村交流による地域の経済活動や交流人口の増加を推進するため、総合交流ターミナル「里のMUJI みんなみの里」の老朽化した設備等の計画的な更新・改修を実施します。また、新たに設置した開発工房による6次産業化の推進をはじめ、施設の適切な管理運用と有効な利活用の促進を図るとともに、道の駅の登録を目指します。
- * 大山千枚田をはじめとした中山間地域の資源活用を継続するため、地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」の実情に即した効果的な施設管理手法の検討を行います。

○畜産経営の安定化

- * 畜産経営の安定化と生産性の向上を図るため、年間利用計画に基づく酪農ヘルパーの利用などの経費の一部を助成します。また、稲WC Sの生産など耕畜連携のための経費を助成します。
- * 家畜伝染病予防法に基づく検査料や各種ワクチン接種費を助成し、家畜伝染病の未然防止を図ります。

○森林の保全と活用

- * 森林環境基本計画に基づき、災害に強い森づくりを推進するとともに、ナラ枯れ対策に努めるなど、森林の持つ多面的機能の回復・維持を図るため、森林環境譲与税を活用し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。
- * 森林経営の生産基盤となる林道の適切な管理に努めるとともに、一般車両通行のある併用林道については、法面保護などの災害防止対策を計画的に進め、通行車両の安全確保を図ります。

第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第2節 水産業の振興

現状と課題

本市は、太平洋に面した豊かな漁場を有し、まき網、定置網、釣り漁業など多様な沿岸、沖合漁業が盛んであり、多種にわたる水産資源を海からの恵みとして享受しています。その活動を支える施設として鴨川、天津、小湊の県営漁港と、江見、浜波太、浜荻、太夫崎、天面の市営漁港の計8漁港がありますが、防波堤や護岸、物揚場、泊地など当初の整備から50年以上経過した施設、設備も多く、計画的に老朽化対策に取り組む必要があります。

また、近年においては、全国的な水揚げ高の減少、漁業従事者の高齢化や後継者不足、生活様式の激変に伴う需要の減少、マグロをはじめとする国際的な漁獲規制の強化など厳しい経営環境に直面しています。

これらを課題として捉え、漁業経営の持続的発展を図るため、生産基盤となる漁港の安定稼働の確保、漁業従事者の確保と育成、さらには、持続可能な開発目標（SDGs）に向けた資源管理などに取り組むことが求められています。

また、本市の高品質な水産物の高付加価値化を図るため、そのブランド力の更なる強化を進めるとともに、漁業従事者の生活の安定と産業としての発展等に中心的な役割を果たしている漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を図るとともに更なる連携を図る必要があります。

基本方針

漁業生産の基盤となる漁港の安定稼働を図るため、県営漁港については漁港管理者である県と連携し漁港整備を進め、市営漁港については機能保全計画に基づいた施設の長寿命化を進めます。

また、漁業の持続的発展を図るため、関係機関との連携により新規漁業従事者の発掘・育成に向けた取組みを進めるとともに、種苗放流などの栽培漁業の更なる促進により、水産資源の適切な管理に努め、安定した水揚げ量の確保と商品供給を図ります。

さらに、漁業経営の安定性と所得の向上を実現するため、水産物の高付加価値化と販売促進を図り、水産業の中心を担う、漁業協同組合の経営基盤の安定、強化と、更なる連携強化を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間漁獲量	4,631 t (平成30年)	4,631t	減少傾向にある中、現状を維持
新規就漁者数 (累計)	1人 (令和元年度)	6人	計画期間内の累計 ※総合戦略KPI 船員手帳新規交付件数

施策・事業内容

〇水産業の持続的な発展

- * 水産業従事者の安全と漁業経営の安定化を図るため、水難救済会や漁業関係団体の活動を支援します。
- * 漁業経営の近代化を図るため、生産施設等へ投資した整備拡充資金の利子補給を行います。つくり育てる漁業を促進するため、アワビやサザエ、ハマグリなどの種苗放流を行うとともに、漁業協同組合が実施するアワビ漁場の整備事業などを支援します。
- * 漁業の担い手を育成するため、就業希望者に対する相談会を実施します。
- * まき網漁船・定置網漁船等の乗組員として就漁し、経験を積んだ後に独立して個人経営へ移行する「鴨川モデル」を、県・漁協等と推進・支援して担い手の確保・育成を図る。

◆市民会議提案《第1分科会 施策4》

後継者不足に悩む漁業の再生のため、新しい漁業の鴨川モデルを作る。

○水産物の高付加価値化と販売促進

- * 一次産品の生産団体の取組みを支援し、鴨川ブランドの確立による高付加価値化と販売促進を図ります。
- * ふるさと納税の返戻品としての活用なども図りながら、ブランド力の向上と販売促進を図ります。(再掲、第3章第1節)

◆市民会議提案《第1分科会 施策1》

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。

○漁業生産基盤の整備

- * 漁港事業関連団体の活動を支援し、漁業従事者の経営の安定化を図ります。
- * 基幹漁港である鴨川漁港、天津漁港、小湊漁港の整備を促進します。
- * 地元漁船が円滑に操業できるように、機能保全計画に基づき漁港施設の整備を促進します。

第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第3節 商工業の振興

現状と課題

本市の商業は、一般国道 128 号や主要地方道千葉鴨川線といった幹線道路の沿線を中心に大型店などが進出し、また、市民による消費が東京・千葉にも流出するなど、多様な消費ニーズに応じて消費地の拡大が進む一方、中小小売店舗は、既存市街地の人口減少や、経営者の高齢化や後継者不足など厳しい状況に置かれています。これに加え、インターネット販売やテレビショッピングなどの販売額が大きく増加しており、店舗での販売額は減少傾向にある中で、インターネット社会への対応が求められるなど、大きな変革を迫られています。

しかし、地域の高齢化が進む中であって、身近できめ細かなサービスを提供する地元商店などは、その必要性を増してきており、経営の安定性の確保や、空き店舗対策などによる商店街の再活性化に向けた取組み、地場産品を活用した付加価値の高い商品の開発など、市民の地元消費と市外からの来訪客による消費の拡大に向けた取組みを進めていく必要があります。

一方、工業に目を転じると、近年、製造品出荷額等こそ上向きに転じる傾向にあるものの、製造事業所数は減少の一途を辿っており、企業としての競争力と雇用の確保のバランスが大きな課題となっています。本市においては、全体の9割以上の事業所が従業員 29 人以下の小規模なものとなっていることから、新たな企業の立地に取り組みつつ、既存の事業所に対する経営支援、新製品・新技術の開発や事業の拡大などに対する支援を実施し、地域における産業集積の形成と活性化を図ることが必要です。

基本方針

商業については、外房の商業拠点都市としての発展に向け、関係機関・団体との連携のもと、商店街の環境・景観整備や空き店舗対策、新たな商業集積の形成誘導を進め、人々が行き交うにぎわいの場の再生と創造を進めます。また、農商工連携を進め、本市の強みである農林水産物を活かした新製品・特産品の開発・販路開拓を行うとともに、鴨川物産の知名度の向上とブランド化を推進します。

工業については、就業機会の拡充と地域経済の発展を目指し、関係機関・団体との連携のもと、経営指導や制度資金の活用及び産業間交流の促進等を図り、製品の個性化、技術力の向上等、既存企業の体質強化や新規事業の展開を促進します。

また、本市の恵まれた自然環境や立地条件を活かし、雇用力があり、環境と共生する企業の誘致を戦略的に進めるため、企業立地及び雇用促進奨励制度における対象業種などの見直しを行います。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内事業所数（製造業、卸売・小売業）	626 件 （平成 28 年 6 月）	657 件	
市内就業人口（市内事業所で働く市外居住者を含む就業者数）（製造業、卸売・小売業）	3,556 人 （平成 27 年度）	3,734 人	
市内事業所製造品出荷額等及び年間商品販売額	87,698 百万円 （平成 30 年）	92,083 百万円	
立地企業及び事業所の増加・拡充件数（累計）	3 件 （令和元年度）	5 件	※総合戦略 K P I

施策・事業内容

○指導団体の育成・強化

- * 市内商工業者の指導団体である商工会などが実施する事業者の経営改善や地域振興の取組

み、事業継承などについて支援します。

○中小商工業者の経営支援の推進

- * 市内中小企業の経営の健全化・安定化と、起業者の資金調達コストの負担軽減を図るため、資金融資の際に利子補給などを行います。

○企業立地と雇用の拡大の促進

- * 地域未来投資促進法や本市の関連条例に基づく奨励制度の活用により、新規起業の誘致や市内事業所の拡充を図るほか、対象業種や補助金額など制度のあり方を見直します。
- * 里山オフィスの更なる活用により、地域の活性化などに取り組む法人や団体などを支援することで、地域との協働事業の推進や新規雇用の創出、移住・定住の促進を図ります。
- * 遊休施設を活用した企業誘致などにも取り組みます。

◆市民会議提案《第1分科会 施策2》

廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園、学校跡地を有効に利活用する。

○農商工連携、経済交流と販路拡大の促進

- * 一次製品の生産団体の取組みを支援し、鴨川ブランドの確立を図るとともに、農商工連携や6次産業化の取組みを支援することで、一次製品の付加価値化と販売促進を図ります。（再掲、第3章第1節）

◆市民会議提案《第1分科会 施策1》

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。

- * 友好都市等における物産展やインターネットを活用した販売事業など、販路の拡大を図ります。
- ・ ふるさと納税の返戻品としての活用なども図りながら、ブランド力の向上と販売促進を図ります。（再掲、第3章第1節、第3章第2節）

第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第4節 観光・リゾートの振興

現状と課題

本市は、豊かな自然環境や歴史的資源、これらを活かしたレジャー施設など数多くの観光資源を有し、首都圏に近接した観光地として発展してきました。

近年では、旅行ニーズの多様化や地域間競争の激化などもあり、旅行者は減少傾向にあります。こうした中で、自然災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延等を契機に、人々の価値観や生活様式は大きく変化し、それぞれの観光地も様々な魅力を有した「選ばれ続ける旅行地」になるための戦略づくりを進めていくことが求められています。

加えて、少子高齢化や人口減少の進展により、国内旅行市場が縮小する中で、インバウンドの誘致など、新たな客層の開拓や長期間滞在などへの新たな観光需要への対応に向けた受入れ体制の整備、人材育成などにも積極的に取り組んでいく必要があります。

一方で、コロナ禍においては、感染拡大を抑えるため、地域住民が近場で過ごすマイクロツーリズムや休暇先でテレワークを行うワーケーションなどによる誘客の推進も必要となります。

また、近年目覚ましい発展を遂げる情報通信ネットワークは、情報発信の仕組みを大きく変えました。今後は、これまで活用してきたポスターやパンフレットといった紙媒体と今後さらに増加が見込まれるインバウンドや個人旅行者向けに SNS 等による情報発信の強化を図るとともに、全市的な情報戦略として、地域イメージの確立やブランディング等にも取り組んでいく必要があります。

基本方針

魅力ある観光まちづくりに向け、観光統計調査やマーケティングデータに基づく、来訪者ニーズにあった戦略的な観光プロモーションを行い、誘客を推進します。

道の駅等をはじめとする既存の施設の一層の魅力アップを図るとともに、街路灯の更新や観光トイレの整備、有料化も含めた市営駐車場のあり方の検討なども実施していきます。

新たな魅力づくりでは、海辺の魅力づくり事業を推進するため、整備した魅力体験広場の活用を図るとともに、旧市民会館周辺の活用方針について民間事業者参入に向けた取組みを行います。また、プロ野球キャンプ地としての知名度や充実したスポーツ施設を活用したスポーツツーリズムなど、本市の強みを活かした新たな観光・交流資源の開発などにも取り組んでいきます。加えて、コロナ禍においても有効なマイクロツーリズム等の推進や、今後も拡大が見込めるインバウンド誘客に取り組めます。

また、鴨川観光プラットフォーム株式会社を主体として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングやシステム的な情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能も充実させていきます。さらに、鴨川版 DMO としての機能を強化するとともに、官と民の役割を明確にし、持続可能な観光地域づくりを推進します。

加えて、スポーツを活用した人の流れを作り、地域の活性化を図るため、地域スポーツコミッション「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」の育成・支援を図り、相互に連携しながら地域資源と掛け合わせた取組みを戦略的に推進します。

今後も魅力的な観光地として、観光に求められるトレンドや観光を取り巻くあらゆる要素との連携を図り、本市の特性と強みを最大限に活かした観光地を目指します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間観光入込客数	266.1 万人 (令和元年)	300 万人	
年間宿泊者数	69.0 万人 (令和元年)	80 万人	
観光地域づくり法人 (DMO)	4,273 人	8,500 人	※総合戦略 K P I

の取扱件数	(令和元年度)		
外国人宿泊者数	5,159人 (令和元年)	6,817人	※総合戦略KPI
里のMUJIみんなみの里、鴨川オーシャンパーク入込客数	490千人 (令和元年度)	650千人	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○観光振興施策全般の総合的な推進

- * 観光まちづくりの舵取り役である観光地域づくり法人（候補DMO）鴨川観光プラットフォーム株式会社の活動を積極的に支援するほか、行政との役割分担のもと、両者が一体となって観光まちづくりを推進します。

○観光・交流資源の整備充実

- * 温泉資源のイメージづくりやプロモーション活動を支援し、観光客の誘致と地域の活性化を促進します。
- * 安全で快適な海水浴場を提供するため、ライフセーバーによる監視救助体制の確保や快適に利用するための設備などを整備します。
- * 市営駐車場の適切な維持管理やあり方の検討を行い、市民や観光客の利便性向上に努めるとともに、受益者負担の原則から有料化を検討します。
- * 観光公衆トイレの施設整備や周遊ルートの整備、案内看板の設置などを進め、観光関連施設の充実を図ります。
- * 来訪者が快適に利用できるよう、観光用公衆トイレの適切な維持管理に努めます。
- * 観光客が夜間でも安心して過ごせる環境を確保するため、街路灯協会の活動を支援し、まちなみ景観の美化と明るいまちづくりを促進します。また、老朽化の著しい鴨川地区の街路灯の更新設備に取り組みます。
- * 道の駅へ求められている休憩機能、情報発信機能、一次産業との連携による多面的な機能の充実を見据え、オーシャンパークの計画的な施設の改修を行います。
- * 安心・安全で魅力ある海岸づくりを目指すため、関係機関との連携のもと、海岸の美化活動を推進します。
- * 前原・横渚海岸を中心とした海辺エリアにおいて、エリアマネジメントセンターの整備の検討や、魅力体験広場の整備を進めるとともに、通年型でのイベント誘致や様々なレクリエーション機会の提供などにより、海辺利用者の増加と地域活性化に取り組みます。

○観光イベント等の充実

- * 観光関連団体が実施するイベント等への支援を行うことで、本市の魅力向上と一層の観光誘客を図るとともに、市民の観光まちづくりへの参画を促進します。
- * 様々な主体が実施する全国的な知名度を有するイベント等を誘致し、一層の観光誘客を図ります。

○受け入れ体制の強化

- * 観光振興の中核的な役目を担う関係団体の活動を支援します。
- * 南房総観光連盟、外房観光連盟、富津市と安房地域の連携による宿泊・滞在型観光推進協議会など、広域連携により房総地域全体の観光誘客を推進します。
- * 観光地域づくり法人（候補DMO）である鴨川観光プラットフォーム株式会社の活動を支援し、観光のワンストップサービスを提供する体制などの強化を図ります。また、同社の観光地域づくり法人化に向けた取組みを支援します。

◆市民会議提案《第1分科会 施策12》
学校や塾を対象に、臨海学校や林間学校の誘致に取り組む。

◆市民会議提案《第2分科会 施策10》

旅行者が、乗ることに魅力を感じられる移動手段（例：馬車・トゥクトゥク）の導入を検討して渋滞緩和に繋げる。

○地域イメージの確立及び観光関連情報のシステムの発信

- * 観光宣伝キャンペーンへの参加や独自のキャンペーンによる情報発信に努め、観光誘客に取り組みます。
- * 映画やCMなどの制作者に対しロケ地の情報提供や支援を行うフィルムコミッションを推進し、本市の宣伝とイメージアップを図ります。
- * ふるさと大使制度を活用し、本市の有する豊かな地域資源を広く宣伝周知することにより、本市のイメージアップと観光振興を図ります。

○インバウンドの推進

- * 外国人観光客の受け入れに対応できる人材の育成と環境の整備を図るとともに、旅行会社などと連携した誘致活動を行います。

○千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

- * 千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。また、球団や後援会組織との連携のもと、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。

○スポーツコミッションによる地域活性化の推進

- * スポーツを活用し人の流れを作り、それにより地域の活性化を図るため、地域資源と掛け合わせた取組みを戦略的に推進します。また、地域スポーツコミッションの育成・支援により、スポーツビジネスの確立と地域産業の振興、市民のスポーツ習慣化による健康で質の高い生活、スポーツ観光都市の活性化を目指します。

第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第5節 医療・福祉産業の振興

現状と課題

現在、本市においては、全国レベルのサービス水準を誇る総合病院を中心に、医療・福祉関連事業所が集積され、市内就業者の28%、4000名以上の市民が、医療・福祉産業に従事しています。少子高齢化が進行する本市において、医療・福祉産業は、市民の健やかな暮らしを支える重要なファクターであると同時に、地域経済を下支えする雇用の受け皿として、市民生活に欠かせない役割を果たしています。

このように、医療・福祉関連分野は、本市にとって必要不可欠なリーディング産業の一つであり、今後は恵まれた既存の産業集積を活かして、更なる関連施設・事業所の誘致を図り、新たな雇用の創出や市民所得の向上、関係人口の増加による経済波及効果など、一層の地域活性化に結び付けていくことが求められています。

また、医療・介護分野においては、慢性的な人材不足も大きな課題となっています。

今後、産業としての成長を確保していくためには、将来を担う人材の確保を図ることが急務となっており、地域内に立地する大学・専門学校等との連携による、専門性の高い人材の確保に向けた取組みや、近隣市町との協働・ネットワークの強化により、病院や介護施設を中心とした医療・福祉関連産業の持続的発展と地域間の連携強化を図ることも求められています。

基本方針

本市の医療・福祉関連事業の集積された環境を大きな強みと捉え、これらを活かした更なる医療・福祉関連企業等の誘致や、鴨川版CCRC構想の実現に向けた新たな施設の誘致、環境整備などに取組み、新たな雇用の創出や市民所得の向上などに繋げていきます。

また、今後は、高齢化社会の進展に加えて、移住・定住関連施策の推進による医療や介護需要の増加も見込まれることから、看護師及び介護職員等の専門的人材の確保を促進し、地域の産業としての発展を後押しするとともに、質の高い医療や介護サービスの提供を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

加えて、近隣市町の行政・医療福祉事業の専門職が、情報ネットワーク等の活用により情報共有する仕組みづくりを進め、効率的かつ切れ目のない包括的な医療・福祉サービスの提供を図るなど、地域間の連携強化を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
鴨川版CCRC関連施設の立地数（累計）	0施設 （令和元年度）	2施設	計画期間内の累計 ※戦略KPI
医療・福祉人材養成数（市支援分）（累計）	232人 （令和元年度）	229人	計画期間内の累計 ※戦略KPI

施策・事業内容

○医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充

- * 新たな雇用の創出や市民所得の向上を図るため、鴨川版CCRC関連施設の誘致を促進するとともに、受け入れ体制の強化を図ります。
- * 医療・福祉関連分野における教育・研究機関や、多様な医療・福祉関連企業などの誘致を図ります。

○医療・福祉分野における人材の確保

- * 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実を促進するため、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸し付けを行い、看護師の確保を図ります。

- * 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。

○医療・福祉分野における地域での連携の強化

- * 医療・介護連携を視野に入れ、医療福祉の専門職などをつなぐ情報ネットワークを活用し、地域間の連携強化を図ります。

第3章 活気あふれ人が集う産業のまち

第6節 雇用対策の推進

現状と課題

我が国の雇用情勢は、国の経済対策や金融緩和などを背景とした景気回復の兆しに合わせて緩やかに改善しつつありましたが、中国武漢で端を発した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月以降は急激に悪化している状況であります。有効求人倍率を見ると、令和元年2月は1.45倍であったものが、令和2年8月には1.04倍と、わずか半年で0.41倍も激化し、平成25年度の0.97倍に迫る水準となっております。

安房管内においても例外ではなく、有効求人倍率の悪化に加えて、同管内を統括するハローワーク館山に寄せられる求人の5割以上がパートであるなど、企業においては競争力の強化のため、人件費を抑制し、非正規雇用を拡大する傾向にあります。

このため、国や県、近隣市町と連携を図りながら、市民のニーズに合わせた就職相談会の開催などにより、きめ細かい就職情報の提供に努めるとともに、新たな企業の誘致や既存企業の事業拡大を促進し、選択できる職種と雇用機会の拡大を図ることが求められます。

特に、若者の市外への流出を防ぎ、定住を促すため、若年層に焦点を当てた取組みを強く推進するとともに、就労意欲の高い中高年者の雇用の場の更なる確保にも努めていくことが必要です。

基本方針

鴨川市ふるさとハローワークを中核として、職を求める市民が、市内はもちろんのこと、全国から寄せられる多くの就職情報の中から、その多様なニーズに合致した情報を取得し、きめ細やかな相談が受けられる体制を確保します。

また、地域において選択可能な職種と雇用機会の拡大を図るため、市外からの新たな企業の立地とともに、市内の既存企業による事業拡大、新規事業への進出、さらには市民の雇用を支援します。

加えて、少子高齢化や人口減少といった課題への対応から、若年層の就職を支援し、アクティブに働き続けることを希望する高齢者の就労の場を確保するため、関係機関との連携を図りながら、特定の層を対象とした就職相談会の開催など、就職情報のより積極的な収集・提供に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市民の就業率	55.5% (平成27年)	58.3%	
ふるさとハローワークの紹介による就職者数(延べ数・累計)	1,347人 (令和元年度)	1,414人	計画期間内の累計
市内若年者(15歳以上34歳以下)就業者数	3,540人 (平成27年)	3,717人	

施策・事業内容

○雇用相談の充実

- * 鴨川市ふるさとハローワークによる職業相談や職業紹介などを支援するとともに、就職相談会を開催するなど、雇用の促進に努めます。

○多様なニーズに即したきめ細やかな就労情報の提供

- * ハローワークや近隣市町と連携を図り、若年層を主な対象とした就職セミナーの開催などを通じて、都市部への人口流出の抑制と、市内就職率の向上を図ります。
- * 高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターによる高齢者への就業機会の提供を支援します。

○企業立地と雇用の拡大の促進

- * 地域未来投資促進法や本市の関連条例に基づく奨励制度の活用により、新規起業の誘致や市内事業所の拡充を図るほか、対象業種や補助金額など制度のあり方を見直します。(再掲、第3章第3節)
- * 里山オフィスの更なる活用により、地域の活性化などに取り組む法人や団体などを支援することで、地域との協働事業の推進や新規雇用の創出、移住・定住の促進を図ります。(再掲、第3章第3節)

第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

第1節 学校教育の充実

現状と課題

年少人口が減少し少子化が進行する一方、子育て・教育に対するニーズは多様化しています。本市においては、これまで幼保一元化や小中一貫教育を推進し、特色ある教育環境づくりに取り組んできたところですが、今後はさらに、認定こども園、小学校、中学校それぞれの保育・教育における子どもたちの連続した育ちを視野に入れた、より一貫した教育の推進が求められます。

幼児教育においては、幼児が今をよりよく生き、望ましい未来を創り出す基となる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に、幼児期にふさわしい活動を通して、育てるべきことはしっかり育て、小学校以後の生活や学習における自ら学ぶ意欲や判断力、表現力を培っていくことが求められます。

義務教育においては、次代を担う児童生徒の心身ともに健康で調和のとれた人間形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。学習指導要領の改訂に伴い、これからは、「生きる力」の理念を具体化した3つの資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」を育む教育が必要です。また、いじめや不登校への対応、障害を持つ児童生徒の適正就学や教育的支援の充実等、「誰ひとり取り残さない教育」を推進していく必要があります。

また、近年の急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、連携、協働のもと学校づくりと地域づくりを進め、地域と一体となって児童生徒の成長を支えていく必要があります。

学校給食センターでは、小中学校及び認定こども園並びに安房特別支援学校鴨川分教室の15施設(令和3年度からは14施設)の園児、児童、生徒及び教職員等に対し、1日約2,500食の給食を提供しています。給食業務を支障なく円滑に行い、安定的に給食を提供していくためには、施設や厨房機器の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した設備等を計画的に更新していくことにより、衛生管理基準を遵守して事故やトラブルを発生させないように努める必要があります。また、調理及び配送業務の委託先の民間事業者が持つノウハウや専門性を活用して、より一層の給食業務の合理化・効率化を図るため、老朽化の状態を整理し更新の必要性を十分検討しながら、高機能・高効率の厨房機器等の導入を進めていく必要があります。

基本方針

これからの学校教育においては、0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育(保幼小中一貫教育)の推進に重点的に取り組みます。また、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム※の構築に努めます。

幼児教育については、その後の連続した育ちを見据え、幼児期にふさわしい豊かな活動を多様に実践するとともに、個に応じた指導・支援ができるよう、特別支援教育の充実と体制整備を進めます。

義務教育については、小中一貫教育を基軸に、認定こども園からの子どもたちの連続した育ちを見据えた一貫した教育のあり方を追求します。加えて、AI※化社会の到来など、予測の難しい未来を力強く生き抜いていくために必要な情報活用能力の育成に向けた教育や、自然環境の保持と経済活動を両立させ、持続可能な社会を目指すSDGsの教育を推進するとともに「誰ひとり取り残さない教育」の実現に向け、児童・生徒の就学支援や教育的支援などにも取り組みます。

また、保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参加する学校運営協議会を設置し、地域に信頼される学校づくりを実現します。併せて、育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを目指します。

学校給食では、成長期にある子どもたちに栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの体力向上、心身の健全育成に努めるとともに、アレルギー対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進

します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	93.4% （令和元年度）	100%	※総合戦略KPI
授業以外で1日当たり30分以上読書する子どもの割合（小学校6年生・月曜日から金曜日）	35.2% （令和元年度）	50.0%	
小学校5・6年生及び中学生のタブレット・PC端末の年間平均活用授業数（1学級当たり）	—	400時間	
学校給食1人1食当たりの残さい量	95g （令和元年4月から7月の平均）	90g	

施策・事業内容

○義務教育の充実

- * 教育振興計画に基づき、小中学校における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- * 市教育政策研究会による研究成果を踏まえ、小中一貫教育を推進します。また、指定されたモデル校での小中一貫教育の研究を実施します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策5》

就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

- * 小中学校へ外国語指導助手を派遣し、外国語教育と外国語活動の充実を図るとともに、国際化に対応した人材の育成と国際理解教育を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策6》

学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。

- * 学校支援ボランティアの登録を進め、地域との連携による教育を推進します。また、学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員の配置を進めます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策10》

コミュニティスクール※や子どもたちが遊んでいる間の見守り体制などの、子どもとその保護者を地域で見守る仕組み作りを進める。

- * 市内小中学校の枠を越えて実施する音楽発表会、科学発表会の実施及び文集ながさっ子の発行を通じて、豊かな心の育成を目指し、社会性を育成します。
- * 関係機関等と連携した会議の開催や巡回相談員の派遣などを通して、子ども一人一人の発達に合わせたきめ細やかな支援を行います。
- * スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を講ずることにより、児童生徒が健やかに成長できる環境をつくります。
- * 不登校児童生徒等のための相談、適応指導、学習指導を行い、社会的自立を支援します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- * 学校統合等により遠隔地からの通学・通園となった小中学校・認定こども園の児童生徒・園児に対して通学バスを運行し、安全かつ確実な登下校（園）を確保します。

- * 遠距離通学者の保護者に補助金を支給し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- * 児童生徒及び教職員の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図ります。
- * 情報活用能力を育むために、GIGA スクール構想※等により整備された情報通信ネットワーク及びタブレット PC 端末を活用し、ICT※を活用した学習活動の充実を図ります。
- * 小中学校への特別支援教育支援員の配置や児童生徒の指導に係る図書や教材を整備することで、教育の充実を図ります。また、小学校での体力向上プロジェクト、中学校でのメディカルチェックによるスポーツ障害の予防等により、児童生徒の体力向上を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- * 経済的な理由により児童生徒の就学が困難とならないよう、保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- * 児童生徒の学力及び体力向上に受け、小中学校へ人的支援を行います。併せて、ICTを活用した事業を推進します。
- * 県総合体育大会等に参加する生徒の派遣費を補助し、部活動の振興を図ります。

○幼児教育の充実

- * 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や学校との連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策5》

就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

○学校施設の改修

- * 子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりを目指し、校舎、屋内運動場の大規模改修を行います。
- * 施設の老朽化に伴い、東条小学校校舎及び屋内運動場、鴨川小学校校舎、天津小湊小学校校舎、長狭中学校校舎のトイレ改修工事を行います。

○学校給食の充実

- * 栄養バランスやアレルギー対応に配慮した、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。また、調理及び配送業務委託について、業務内容を見直し、経費削減や衛生管理の向上に努めます。
- * 給食センターの厨房機器の計画的な更新を行い、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- * 給食配送車の故障を未然に防止するため、計画的な更新を行います。

第4章 とともに学び未来を育む教育文化のまち

第2節 生涯学習の充実

現状と課題

生涯学習は、一人ひとりの人生を、生きがいのある充実したものにすることでなく、学びを通じて人と人がつながり、交流を深めながらお互いを尊重する気持ちを醸成します。幸せと誇りを感じられる、住みよい心豊かな生活の実現に向けたコミュニティづくりに、また、鴨川版 CCRC※の推進に向けても、大きな役割を果たすことが期待されます。

今後更なる推進を図るためには、少子高齢化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、市民一人ひとりのニーズを尊重しながら、それぞれのライフステージに応じた学習環境やメニューを提供することが必要となっています。

本市では、社会教育関連施設として、11 の公民館やわんぱくハウスなどがありますが、快適な学習環境を維持するために、長寿命化計画及び今後予定されている市内公共施設の再検証の結果を踏まえ、施設の老朽化の進行や利用者数の推移を考慮し、そのあり方を検討していくことが求められます。

また、本市は、亀田医療大学をはじめ、複数の大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源を活かした生涯学習の振興を図っていくことが求められます。

図書館ではコロナ禍において、市民一人ひとりのニーズにあったサービスの提供が求められています。市民が知識や情報を得るため、電子書籍の導入等の新たな方策について検討する必要があります。

基本方針

家庭や地域での子どもの体験教室や職場体験学習、生活を豊かにする社会教育活動を通じて、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、生涯学習を学ぶ市民に、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民同士がお互いに尊重し合い、教え合い、学び合う生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、市内に関係施設がある大学との連携により、大学の持つ知的財産を市民に還元し、学習機会の拡充を図るとともに、市民が各地域の自然や歴史、文化などを活かし、趣味や地域学習などを通じて、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

公民館等社会教育施設については、長寿命化計画及び今後予定されている市内公共施設の再検証の結果を踏まえ、運営のあり方や適正配置を検討していきます。

図書館では、コロナ禍によって大きくライフスタイルが変化していく事を踏まえ、更なる利用促進に向けて、自宅での快適な読書環境づくりや学習支援のため、家庭読書の更なる推進や電子書籍の導入等を検討していきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
公民館教室（主催事業）の年間参加者数（延べ数）	6,884 人 （令和元年度）	6,860 人	
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数（延べ数）	552 人 （令和元年度）	560 人	※総合戦略K P I
生涯学習ボランティア登録者数（延べ数）	58 人 （令和元年度）	60 人	
図書館個人貸出登録者数	9,137 人 （令和元年度）	9,221 人	

○多彩な学習活動の促進

- * 子どもから高齢者までの幅広い年代の利用を促進するため、魅力ある公民館教室の開催とその周知に取り組むとともに、サークル活動や、多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 社会教育の高度化・多様化に対応するため、社会教育指導員を設置し、社会教育事業への指導や学習相談等を実施します。
- * 家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業を実施するとともに、家庭教育学級の開催や子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の強化を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

◆市民会議提案《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- * 地域や社会教育関係団体等と連携し、中学生の職場体験学習などの様々な体験活動の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。

◆市民会議提案《第1分科会 施策13》

医療環境が充実している強みを活かし、さらに安心して暮らせるまちを目指し、医療環境、福祉環境の拡充のため、医療産業、福祉産業を積極的に支援する。

◆市民会議提案《第3分科会 施策6》

学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。

- * 市内に関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策7》

豊かな自然環境を活かした、鴨川ならではの体験学習の充実を図る。

- * 学校教育活動や社会教育活動のほか、市主催行事などの必要に応じて移動教室バスを運行します。

○社会教育団体への補助事業

- * 社会教育団体が充実した活動が行えるように補助金を支給し、活動を支援します。

○社会教育関連施設の整備充実

- * 公民館について、市民が安心して利用できるように、良好な状態での施設の維持管理に努めます。
- * 青少年研修センターについて、自然体験学習や社会教育活動を行う場として、良好な状態での施設の維持管理に努めます。また、指定管理者制度のあり方について検討を進めます。
- * わんぱくハウスについて、自然体験学習や社会教育活動を行う場として、良好な状態での施設の維持管理に努めます。また、利用状況を考慮し施設のあり方を検討します。
- * 公民館や視聴覚センターなどの社会教育施設について、運営のあり方や適正配置について検討します。

○読書・学習環境の充実

- * 乳幼児から高齢者までの幅広い世代が利用しやすい図書館運営をしていくため、図書館協議会を活用し、利便性の向上を図ります。
- * 多様化する市民ニーズに沿った図書資料や視聴覚資料の整備を図ります。
- * 図書館の主催事業として、乳幼児から高齢者までの幅広い世代が興味・関心を持てるように、セカンドブック※事業など新たな行事を企画し、利用者の増加を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

第3節 青少年の健全育成

現状と課題

次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、少子高齢化の進行や情報通信技術の進展などにより、ますます多様化・複雑化しています。

特に、近年の情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の SNS を介して、いじめや犯罪被害などに巻き込まれるケースが急増しています。

また、少子化や核家族化による家庭環境の変化に伴い、青少年が様々な体験や活動をする場が減っていることから、規範意識の醸成やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

こうした中、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して、豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体や学校、家庭、地域がさらに連携を深め、時代の変化に柔軟に対応した取組みを地域全体で進めていくことが重要です。

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域の担い手として健全に育成されるよう、コロナ禍を考慮しつつ学校、家庭、地域、警察など関係機関との連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種活動を推進します。

また、青少年の健全育成を図るため、子ども会育成連盟によるジュニアリーダー講習会・ドッジボール大会・キャンプ、土曜スクールによる歴史探索・正月遊び・サーフィン体験・タグラグビーフェスティバル・亀田医療大学交流事業といった体験・交流活動や、社会教育活動への参加機会の拡充、さらには地域学校協働本部による地域と学校の連携・協働体制の強化や、青少年育成鴨川市民会議や青少年相談員連絡協議会による研修会等により指導者の育成に努め、地域全体で青少年を支え育てるための仕組みづくりを進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内青少年育成団体が主催する青少年育成事業への児童の年間参加者数（延べ数）	348人 （令和元年度）	320人	減少率を抑制
放課後子ども教室（土曜スクール）での活動に満足した参加児童の割合	98.7% （令和元年度）	100%	

施策・事業内容

○啓発活動の推進

- * 地域で青少年育成活動が活発に展開されるよう、青少年育成鴨川市民会議が開催する「青少年健全育成推進大会」及び「青少年育成指導者研修会」を支援します。

○青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

- * 学校休業日である土曜日等に小学生が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う青少年の健全育成を支援するため、小学校区を目安とした通称「鴨川市土曜スクール」（放課後子ども教室）の活動を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策4》

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。

第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

第4節 文化の振興

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせない重要な要素です。

また、地域の歴史・伝統は、大切に守り育て、後世に伝えていくことで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

本市には、県指定文化財の「大山寺不動堂」、国登録文化財の「旧水田家住宅」や特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」、江戸幕府直轄牧「嶺岡牧」など、歴史的建造物や天然記念物、史跡、民俗芸能、伝統行事など、指定・未指定を問わず数多くの貴重な文化財が存在します。

これらの文化財の保全と継承は文化財保護行政の最も重要な基礎であり、今後もその取組みを継続していく必要があります。そのためには、今後も、調査・研究の推進、郷土を愛する心を育む人材育成とともに、文化資源として有効に活用することにより、地域活性化につなげていくことがより一層求められています。

また、本市の文化芸術活動の拠点となる市民ギャラリーや市民会館などの文化施設が老朽化のため休館、廃止となり、代替機能を持つ施設の検討と整備を図ることが求められています。

また、市内の各種文化団体等と連携して、多くの市民が文化・芸術に触れ親しみ、新たな交流が生まれる環境づくりを進める必要があります。

基本方針

市民一人ひとりがふるさとの文化や歴史、芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、展示や講座の開催などに加え、様々なコンテンツを利用した情報発信に努めます。

貴重な文化財の保護・保全に取り組むとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしと、これらの資源の有効活用を図りつつ、文化財保存活用地域計画策定の検討と準備を進めます。

文化芸術活動の拠点となる施設の検討と整備を図るとともに、多様な文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図り、市民の文化芸術活動を支援します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
文化協会会員の年間活動人数 (延べ数)	1,931人 (令和元年度)	1,865人	
郷土資料館・文化財センター の年間入館者数(延べ数)	1,869人 (令和元年度)	4,600人	
展覧会・講座・見学会の内容 に満足した参加者の割合(参 加者アンケート)	66.0% (令和元年度)	75.0%	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○文化・芸術の振興

- * 市内の各文化団体などの活動を支援し、本市固有の文化芸術の発信と、市民が地域の文化芸術に触れ親しむ環境づくりを進めます。

○文化施設の管理運営

- * 文化施設の管理運営等について、文化施設運営協議会の意見を伺いながら点検・評価を行い、適正な管理運営等に努めるとともに、新たな文化活動の拠点施設の整備についても、あり方、必要性の検討を行います。

○歴史・文化の保全と活用

- * 市内に所在する文化財の適正な保護のために、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。また、市内に所在する指定・未指定の文化財を保護し、それらを有効に活用するための文化財保護活用地域計画の策定についても検討します。
- * 郷土資料館及び文化財センターについて、民俗資料や考古資料を収集保存し、貴重な文化遺産を後世に伝えるとともに、様々な分野の資料を良好な状態で保管・展示し、本市の歴史と文化を広く周知するため、施設の維持管理に努めます。
- * 郷土資料館において、地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関する調査研究を進め、その成果を活かした展覧会や見学会を開催し、本市の歴史と文化を市内外に広く周知することに努めます。
- * 本市の歴史的変遷を明らかにし、市民の地域に対する理解と愛郷心を深めるため、古文書資料の収集・整理、保存を進めます。また、「あゆみ」シリーズなどの市史編さん関係書籍を発行します。

第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

第5節 スポーツの振興

現状と課題

近年、スポーツ活動が持つ意義や役割は大きく変容し、単に「する人」個人の自己実現・健康維持の手段といった枠を越え、「見る人」、「支える人」が加わることによる、豊かな生活の実現やコミュニティの醸成など、まちづくりとの関わりが深くなっています。

本市においては、県南随一の規模を誇る総合運動施設をはじめ、社会体育施設の整備、学校体育施設の開放整備・活用等により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきました。

近年では、これらの施設の老朽化や、それに伴う維持管理コスト、改修コストの増加が課題となり、総合的に各施設の配置や、そのあり方の見直しが求められています。

また、スポーツ基本法の制定により、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に求められており、本市においても、市民スポーツの活性化やスポーツの日常化によるウェルネス（健康で充実した暮らし）を実現するため、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を積極的に展開していく必要があります。

加えて、プロスポーツ等の関連合宿の誘致、競技スポーツ・ユニバーサルスポーツ※の普及啓発などを通じ、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取組みが求められています。

このような中、既存の社会体育振興に加え、スポーツによる地域資源を活かしたまちづくりや健康まちづくり等の地域振興施策を強力に推進するため、平成29年度からスポーツ振興課を教育委員会事務局から市長事務局へ所管替えを行うとともに、スポーツを通じた地域振興基本計画を策定しました。それに基づき、地域スポーツコミッション※「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」が設立され、相互の連携のもと、スポーツを通じた地域の稼ぐ力推進事業に取り組んでいます。

基本方針

市民一人ひとりが、各自の適性や技量に応じて、安全かつ自主的にスポーツを楽しみ、支える環境づくりを目指し、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、地域スポーツコミッションと連携し、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。

また、これら充実した運動施設に加え、スポーツに適した気候、豊かな自然環境など、本市の魅力・資源を最大限に活用した取組みを推進するとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿のほか、プロスポーツ関連のイベント・合宿誘致に努め、競技スポーツの普及と交流人口の拡大を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」の発展を目指します。

さらに、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である（仮称）小湊さとうみ学校を活用することにより、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。

加えて、地域スポーツコミッション「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」の育成・支援を図り、スポーツと地域資源を掛け合わせた取組みや、市民の体力向上・健康増進に資する取組みを積極的に推進します。

また、総合運動施設については、民間活力の導入と効率的な運営を目指し、指定管理者制度の導入を推進するとともに、社会体育施設については、各地域のバランスや利用度、費用対効果等を考慮しながら、施設統廃合や遊休施設等の活用を検討します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
総合運動施設の年間利用者数（延べ数）	8万人 （令和元年度）	10万人	※総合戦略KPI
鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数	109人 （令和元年度）	160人	

本市において合宿等を実施した全日本クラス以上またはプロスポーツ団体の年間団体数	3団体 (令和元年度)	6団体	※総合戦略KPI
-----------------------------------------	----------------	-----	----------

施策・事業内容

○市民のスポーツ振興事業

- * 子どもから高齢者までスポーツに親しめる環境づくりのため、スポーツ活動への補助等を行い、市民スポーツの振興を図ります。また、オルカ鴨川FCを地域資源ととらえ、市民等が丸となって応援・支援することで、地域の活性化及び市民スポーツの振興を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッセのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

○スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動

- * 本市におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進委員を委嘱し、事業実施に係る連絡調整や市民に対するスポーツの指導、普及などを進めます。

○スポーツコミッションによる地域活性化の推進

- * スポーツを活用し人の流れを作り、それにより地域の活性化を図るため、地域資源と掛け合わせた取組みを戦略的に推進します。また、地域スポーツコミッションの育成・支援により、スポーツビジネスの確立と地域産業の振興、スポーツ観光都市の活性化、市民のスポーツ習慣化による健康で質の高い生活を目指します。(再掲、第3章第4節)

○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致

- * 地域スポーツコミッションと連携し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関連する各種競技団体の合宿を受け入れ、市民が見学や体験をすることにより、本市のスポーツ振興や、国際交流、障害者スポーツへの理解、本市の知名度の向上、観光振興など地域の活性化を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッセのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

○(仮称)小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進

- * 地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設を活用することにより、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。

○総合運動施設の整備

- * 総合運動施設について、施設利用者が安全で快適にスポーツ活動でき、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、施設を適切に維持管理するとともに計画的な整備を進め、安全な施設運営に努めます。また、サービスの向上と維持管理経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めます。

○社会体育施設の整備

- * 社会体育施設について、市民が安全で快適にスポーツ活動に参加できる場を提供するため、施設を適切に維持管理するとともに計画的な整備を進め、安全な施設運営に努めます。

○千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

- * 千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。また、球団や後援会組織との連

携のもと、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。(再掲、第3章第4節)

◆市民会議提案《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッテのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

第4章 とともに学び未来を育む教育文化のまち

第6節 国際交流・地域間交流の推進

現状と課題

本市の国際交流については、平成5年に米国ウィスコンシン州のマニトワック市と国際姉妹都市提携を締結して以来、中高生をはじめ市民の相互派遣事業や民間音楽団体主体の交流事業など、幅広い分野での交流活動が展開されています。令和5年には、国際姉妹都市提携30周年を迎えますが、これを契機に市民の国際意識の向上を図るため、両市の交流を充実させていく必要があります。

また、市内には、永住者をはじめ、大学、専門学校等の留学生など、多くの外国人が在住し、異なる文化や言語に適応しながら、学び、働き、暮らしています。これまで、本市では、多言語による行政・生活情報の提供や相談窓口の設置などのコミュニケーション支援に加えて、国際交流協会等との連携のもと、外国人の生活に密着した日本語教室や防災教室の開催など、外国人が地域で暮らしていくための生活支援を行ってきましたが、地域の国際化が進む中で、今後も、本市で暮らす外国人が安心して生活していくことができる多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

国内の姉妹都市等については、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、千葉県君津市や埼玉県さいたま市と姉妹都市、友好都市等の関係にあり、産業、消防、教育など、様々な分野での相互協力や交流活動を行っています。

地域間交流は、地域活性化に大きな効果があると考えられることから、農林水産資源や歴史資源をはじめとする多様な地域資源を活用しながら、特に市民レベルでの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

基本方針

国際交流員や国際交流協会等との連携のもと、マニトワック市等との姉妹都市交流や国際交流を推進するとともに、外国人住民が暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。

具体的には、多文化共生をテーマにしたイベントや場づくりを通して、市民一人ひとりが互いの文化や価値観への理解と尊重を深めるとともに、外国人コミュニティの核となる人材発掘やネットワークづくりを支援するなど、外国人住民の社会参画を支援していきます。

外国人住民と連携・協働することで、地域活性化やグローバル化への貢献が期待されます。

また、国際交流協会等の活動を支援するとともに、その組織強化を図ります。

さらに、豊富な地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区やさいたま市をはじめとする姉妹都市等との多様な交流活動を推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
マニトワック市との相互派遣交流の参加者数	10人 (令和元年度)	12人	
多文化共生を支える担い手数	9人 (令和元年度)	15人	
国内姉妹・友好都市との交流事業への年間参加者数(延べ数)	108人 (令和元年度)	123人	

施策・事業内容

○国際化の推進

- * 国際感覚に優れた人づくりや国際性に富んだ地域社会の実現のため、国際交流員として外国青年を招致するほか、民間の国際交流団体が行う活動などを支援し国際化を推進します。
- * 国際的視野、国際的感覚の豊かな人材を育成するため、国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。

○多文化共生の推進

- * 市民一人ひとりが国籍や民族などの違いにかかわらず、地域社会で安心して暮らせるように、環境づくりや交流の機会の充実に努め、多文化共生を推進します。特に、母国と制度が違う住民登録や医療・福祉、防災、教育等について、多言語や「やさしい日本語」で情報提供を行います。
- * 外国人の生活支援や相談体制の強化に向け、庁内連絡会議の開催や相談窓口の設置を行います。

○国内姉妹都市等との交流の促進

- * 国内姉妹都市・友好都市との文化的・人的交流活動を推進します。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

近年、食生活の多様化や生活環境の変化により、生活習慣病等が増加傾向にあります。

本市では、健康寿命※延伸のため小児からの生活習慣病対策や、妊産婦・乳児への総合的な支援のほか、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の受診とともに食生活改善の促進、健康づくりに関する各種団体との連携に努め、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう介護予防事業、フレイル※対策（口腔、運動、栄養等）を推進しています。

今後は、特定健診・各種がん検診受診率の更なる向上を図るとともに、市民一人ひとりの健康意識をより一層高め、生活習慣病や、メタボリックシンドローム※の予防、さらには、ソーシャルキャピタル※を活用した健康づくり施策のほか、高齢者の保健事業と介護予防※事業を一体的に取り組むことが求められます。

医療については、本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院をはじめ市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されています。高齢化や過疎化が進む中、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、更なる救急医療体制や在宅医療の充実、バランスのとれた医療機能の分化と連携などを図る必要があります。

市立国保病院は、地域の中核医療機関としての役割を踏まえ、安房保健医療圏及び周辺地域との連携促進と新たな機能強化が必要です。また、医療を軸とした子どもから高齢者に至る包括的な支援体制づくりとともに、介護保険事業との整合性を確保しつつ在宅医療・介護の連携支援、健康づくりに取り組むことが求められており、こうした取り組みを支える病院事業経営改革が必要です。

基本方針

第3期健康福祉推進計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに即し、さらには地域でのつながりやささえあいによる健康づくりを促進します。

また、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、医療環境の充実を図るとともに、生活習慣病の予防と多様な主体による健康づくりに資する社会環境の整備に取り組み、健康長寿のまちの実現を目指します。

市立国保病院は、「災害時に市民を支える」、「公的医療を推進する」、「まちの活性化を支える」という3つの柱のもとに、地域医療の拠点として充実強化を図り、安房保健医療圏内の医療機関との役割分担のもとに連携を促進します。また、かかりつけ医としてプライマリケア※の実践や、地域包括ケア※センター設置による医療や介護、予防、生活支援等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」構築に向けた事業を推進するとともに、その基盤を支える病院事業経営の改革に取り組めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
特定健診の受診率	29.4% (平成30年度)	60.0%	
市の魅力を「保健・医療・福祉が充実した都市」と考える市民の割合（まちづくりアンケート調査）	36.0% (令和元年度)		※総合戦略KPI
福祉総合相談センター新規相談受付件数	564件 (令和元年度)	500件	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○健康福祉施策全般の総合的な推進

- * 健康福祉関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康福祉推進計画を策定し、これを推進します。

○保健サービスの充実

- * 特定健康診査・特定保健指導等を実施し、生活習慣病の予防に努めます。
- * 特定健康診査未受診者に対してソーシャルマーケティング※を活用した受診勧奨を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ります。
- * 各種がん検診や保健指導等を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療に繋がります。
- * 妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、各種相談・教室・指導により母子保健を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- * 幼児歯科健康診査やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業などの実施により、学童期からの歯の健康づくりを促進します。
- * 各種予防接種の実施により、各種疾病の罹患・流行の防止を図ります。
- * 市民自らが健康を意識し、自主的な健康づくりを推進するため、健康教室や健康相談、かもがわ健康ポイント事業等により支援します。
- * 感染症のまん延及び拡大の防止のため、市民に対する普及啓発や感染症発生に備えて感染症予防物品等の確保を行います。
- * 鴨川市自殺予防対策計画に基づき、休養・こころの健康についての知識の普及を図り、自殺防止に努めます。
- * ドナー※やドナーとなる方が就業する事業所に助成金を交付し、ドナー登録※・骨髄等移植の促進を図ります。

○地域における健康づくり組織の育成・支援

- * 食生活改善推進員と協働しながら、食育・栄養改善事業を実施します。
- * 地域で健康づくりを推進する団体・ボランティアを育成し、活動を支援します。

○地域医療環境の充実

- * 安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。また、二次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用にむけた啓発を行います。

○市立国保病院の充実

- * ①災害時に市民を支える、②これからの公的医療を推進する、③まちの活性化を支える、という新病院のコンセプトに基づき、地域医療等の推進とともに、地域包括ケアシステム構築に向け、計画的に施設や医療機器の整備、地域特性を活かした事業を行います。
- * 不採算医療※等に加え、安房保健医療圏における医療機能の役割分担の下に地域医療を支えるため、公立病院改革プランを策定し、病院事業経営改革に取り組みます。

○医療・福祉分野における人材の確保

- * 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実に促進するため、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸し付けを行い、看護師の確保を図ります。（再掲、第3章第5節）

- * 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。(再掲、第3章第5節)

○保健・医療等に関する情報ネットワークの構築

- * 保健・医療・福祉・介護等に関する相談に、関係機関と連携をとりながら支援していきます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- * 在宅医療や介護の専門職、地域の関係者との連携を図り、包括的な在宅医療・介護サービスを実施するため、医療や介護に関する相談窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会等を開催します。
- * 福祉総合相談センター・長狭及び在宅医療・介護連携支援機能等を一体化した「地域包括ケアセンター」を設置し、包括的な支援体制の構築を目指します。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第2節 地域福祉の充実

現状と課題

国においては、平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の発表以来、制度・分野ごとの「縦割り」や「ささえ手」という関係を超えて、地域の多様な主体が分野を越えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域社会をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取り組みや法改正が行われています。

本市においても、「健康福祉推進計画」に基づき、市民と行政との協働による自助・共助・公助の役割分担のもと、地域におけるささえあいの仕組みづくりに取り組み、これまで、福祉総合相談センターや権利擁護推進センターの設置をはじめ、相談・支援体制の充実に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進行、若者の首都圏への流失等に伴う人口減少や、地域のつながりの希薄化等により、従来から機能していた相互扶助機能が低下する中で、孤独死や虐待の発生、認知症高齢者の増大、生活困窮など、多様化する福祉ニーズへの対応が急務となっています。

また、その一方で、地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足等による登録人数の減少など、この担い手の確保をはじめとする体制の強化が求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「協働・連帯」の考え方を踏まえた「自立」「共生」「公共」による新たな地域共生社会に向けた取り組みのもと、行政や専門機関だけでなく、地域自治組織、ボランティア団体、NPO、企業等が一体となって地域づくりを行えるような重層的な支援体制を構築することが必要です。

基本方針

今後、高齢者人口及び要介護者の増加への更なる対応が必要となることから、令和3年度を計画初年度とする第3期健康福祉推進計画（令和3年度から令和7年度まで）を基本として、市民の地域福祉に対する理解を深め、地域共生社会を実現していくため、福祉教育などを通じた意識啓発を進めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体をはじめとした多様な活動主体による支援機能が有効に発揮できるよう、保健・医療・福祉・介護が連携し、ささえあいによる地域づくりと、地域包括ケアシステム※の一層の充実に努め、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、社会福祉協議会を通じて、福祉関係団体や福祉ボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、ボランティア等の地域福祉の担い手の確保・充実に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数（累計）	16事業所 （令和元年度）	22事業所	協定締結開始当初（平成25年度）からの累計
福祉関連ボランティア登録者数	548人 （令和元年度）	520人	

施策・事業内容

〇ふれあい・ささえあいのネットワークの形成

- * 一人暮らし高齢者や一人親世帯、生活に困窮する世帯などの身近な相談役であり、関係機関へのパイプ役である民生委員・児童委員の活動を支援し、適切な福祉サービスの利用促進を図ります。
- * 児童、高齢、障害者の虐待防止に関わる関係機関等が連携強化を図り、分野の枠に捉われず、

虐待の予防、早期発見と対応、再発防止といった虐待の防止全般の取り組みを行います。

- * 地域福祉の中核的な役割を担う鴨川市社会福祉協議会の運営に対する補助を行います。
- * 民間事業者等との見守りネットワーク事業協定の締結により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、買い物などの日常生活の支援、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めます。
- * 成年後見制度※や日常生活自立支援事業を積極的に活用し、認知症高齢者等の意思を丁寧にくみ取り、その生活を守り、権利を擁護していきます。
- * 意欲のある地域住民を対象に市民後見人養成研修及びフォローアップ研修を開催し、市民後見人候補者を養成します。
- * 生活支援コーディネーターが、地域での見守りや支えあい体制を構築するため地域住民・地域ボランティア・専門職との関係づくりを行うとともに、地域からの相談を受付けて課題解決に向けたコーディネートを行います。
- * 保健・医療・福祉・介護等に関する相談に関係機関と連携をとりながら支援していきます。
(再掲、第5章第1節)

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

少子高齢社会が本格化し、核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境は著しく変化し、子育てにおける父母の負担やストレスの増加、育児不安、児童虐待の問題なども発生しています。また、女性の就業率が高まる中で、子育て支援は更なる対応を求められています。

このような状況の中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立・公布されました。子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年からスタートした子ども・子育て支援新制度では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的かつ効率的に推進することとされています。

本市においては、認定こども園への移行などにより、これまで以上に子育てをしやすい環境が整う一方、母親の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの増加、子育てに対して否定的な気持ちを持つ保護者が一定数存在するなど、引き続き子育て世代への様々な支援が求められています。今後も、保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、預かり保育に加え、病児・病後児保育など、保育サービスの充実を図る必要があります。

また、子育て中の父母への支援では、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めています。今後は、地域で子育てを支える体制づくりとして、ファミリー・サポート・センター事業をより一層推進していくことが求められます。

学童保育は、市内全地区の児童を対象に実施されるようになりましたが、更なる支援が必要です。

深刻な社会問題となっている児童虐待等への対策については、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童※対策地域協議会において関係機関との連携を図りながら、その予防や相談・対応に努めています。

ひとり親家庭等については、経済的安定と自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

今後も、市民・地域・企業・市行政機関が協働し、地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、生まれる前から18歳までの切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる基盤づくりを推進していく必要があります。

基本方針

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取組みを総合的に進めます。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、家庭における負担や不安解消のための相談・対応の充実を図ります。

また、多様な子育て家庭への経済的支援や児童虐待防止対策等、体制の強化を進めるとともに、生まれる前から18歳まで切れ目のない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる基盤づくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
合計特殊出生率※	1.23人 (令和元年度)	1.80人	※総合戦略KPI
子育て支援センターの年間利用者数(延べ数)	10,226人 (令和元年度)	8,200人	※総合戦略KPI
学童保育を利用した児童数	386人 (令和元年度)	350人	
「子どもがほしいと思う」市民の割合(結婚・出産・子育て)	71.7% (令和元年度)		

て等に関する市民アンケート調査)			
病児・病後児保育実施施設数	1施設 (令和元年度)	1施設	※総合戦略KPI
子育て短期支援事業実施施設数	1施設 (令和元年度)	1施設	※総合戦略KPI
経済的支援の充実を子育てしやすい環境づくりのために重要だと思う市民の割合(結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査)	58.7% (令和元年度)		※総合戦略KPI

施策・事業内容

○子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進

- * 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを推進します。

○教育・保育サービスの充実

- * 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策5》

就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

- * 認定こども園に在籍するすべての0歳から5歳までの園児が一体型施設の中で生活、活動できるよう、分離型施設であるこども園の今後の方針決定及び施設改修を行います。
- * 市内の教育・保育施設における教育・保育時間以外の保育(延長保育事業)を実施し、安心して子育てをすることができる環境を整備します。
- * 市内の民間教育・保育施設及び企業主導型保育事業所※に勤務する保育士等に対し、処遇改善(給料の上乗せ)を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職の防止を図ります。
- * 保護者の就労、疾病等の理由で、家庭において保育をすることが一時的に困難である子どもを施設で一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備します。
- * 市内の教育・保育施設へ施設型給付費※を給付するとともに、未移行幼稚園、認可外保育施設等において預かり保育を利用している子どもの保護者へ、子育てのための施設等利用給付費を給付します。

○地域子育て支援の充実

- * 家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら相談・助言を行います。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 子育て支援室を市内4か所に開設し、就学前の親子の交流、子育てに関する相談や情報提供を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 乳児家庭の全戸訪問を行うことで、支援が必要な家庭の把握をし、必要に応じた養育支援事業の支援に繋がります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、

産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- * 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を支援します。
- * 子育てが十分にできない母子家庭の女性及びその児童を母子生活支援施設に入所させて保護するとともに、自立の促進のために生活支援等を行います。
- * 発達に心配があり、専門的な援助が必要な児童と保護者を支援するため、障害児親子通所支援センター「マザーズホーム」を開設し、集団や個別で日常生活動作や機能訓練の実施、保護者に対して療育の助言を行います。
- * 市内にある民間の教育・保育施設において、公立の教育・保育施設と同様に障害児等の受入を促進し発達に応じた個別支援を実施するため、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な補助を実施します。
- * 一時的に保育等が必要な病児について、病児保育施設で預かり、保護者が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備することにより、子育て支援の充実を図ります。
- * 児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- * 学校や医療機関等の専門職・関係機関をはじめ、市民に児童虐待に関する理解を深めてもらい、虐待の予防と早期発見・早期対応を進めます。
- * 近年、増加傾向にある児童虐待相談において、弁護士・医師に相談・協力を依頼し、早期に虐待防止の対応を図ります。
- * 保護者の緊急時等に、児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に養育、保育できる施設を確保します。
- * 児童の放課後等の適切な遊び及び安全な場所を確保するため、放課後児童健全育成事業を行う団体へ運営補助をするとともに、保護者の経済的負担を軽減し、学童保育を利用しやすい環境を作ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策4》

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール※）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。

- * 0歳～2歳未満の子育てを行う世帯の孤立の防止とリフレッシュを行うため、シーワールドパスポートの一部助成を行います。また、市が実施している子ども・子育てに関する事業等一覧を配布し、子育て世帯に周知を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

○子育て家庭への経済的な支援の推進

- * 子どもにかかる医療費を無料化することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- * ひとり親家庭等に対し、医療費の全部又は一部を助成することにより、家計への負担の軽減や健康増進に寄与します。
- * ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。
- * 家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的

として、児童手当を給付します。

- * 特定教育・保育等に必要な物品の購入や行事への参加などに要する費用の一部を助成し、低所得世帯にある子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。
- * 医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ります。
- * ひとり親家庭の母又は父や寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な支援を行います。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第4節 高齢者施策の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、生活形態の多様化等により高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市においても、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待等に対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステムの更なる充実が求められています。

一方で、高齢化の進行や鴨川版 CCRC※構想の推進などにより、介護などを必要とせず、豊かな知恵や経験を持つ、いわゆる「アクティブシニア」層の増加も見込まれることから、関係団体等との連携により、意欲や能力のある高齢者が、まちづくりの担い手として生きがいを持って活躍できる環境づくりをより一層促進していくことが求められます。

介護保険制度については、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきましたが、要介護認定者数と保険給付費は年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症高齢者の増加など医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、地域における高齢者の生活支援や介護予防・フレイル※対策を進めるとともに、引き続き介護保険制度の運営の健全性を確保していくことが求められます。また、介護サービスの需要の増加に適切に対応できるよう、外国人材の活用など介護人材の確保と定着を図ることも必要です。

基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター・福祉総合相談センターを中核機関として、市民・行政・関係機関等の連携を強化し、地域包括ケア体制の更なる充実を図ります。

介護保険においては、制度の円滑な運営のため、サービス従事者の質の向上、外国人材の活用など介護人材の確保と育成支援及び給付の適正化に努めるとともに、介護保険利用者が適切で質の高いサービスを安心して利用することができる地域密着型サービスの充実と、医療と連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組みます。

また、本市におけるひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、社会福祉協議会との連携による見守り体制の強化を進め、社会的孤立や不安の解消に努めるとともに、成年後見制度※の利用促進をはじめ認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりや、必要に応じたサービスを受けることができる仕組みのより一層の充実を図ります。

さらに、高齢者が生涯活躍できる生活づくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター等との連携により、就労や地域活動、ボランティア活動など地域貢献と活躍の場の提供に努め、高齢者の社会参加と交流を促進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
高齢者に占める要介護認定者数の割合	19.5% (令和元年度)	21.3%	増加率を抑制 ※総合戦略KPI
生活支援・介護予防サポーターの登録(育成)人数	197人 (令和元年度)	250人	
シルバー人材センターの会員数	208人 (令和元年度)	210人	
自分が健康だと思う市民の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	40~64歳 82.6% 一般高齢者 76.2% (令和元年度)		※総合戦略KPI

○高齢者福祉等施策全般の総合的な推進

- * 高齢者福祉等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、これを推進します。

○介護予防の推進

- * 介護予防が必要な要支援認定者及び介護認定非該当の者に対して、訪問型・通所型サービス等を提供するとともに、介護予防ケアマネジメントを実施します。
- * 生活支援・介護予防サポーターの育成や、市民主体の介護予防活動を支援し、地域における介護予防の推進を図ります。
- * 介護予防教室の開催や栄養改善に取り組み、介護予防に関する知識の普及、啓発を図ります。
- * 健康相談やフレイル※健診質問票等を活用し、生活機能が低下している高齢者を早期に把握し、介護予防活動につなげます。
- * 理学療法士等と連携し、地域サロン等の場において、サロン参加者やボランティアに対して介護予防体操などを実施し、地域における介護予防活動の充実を図ります。

○地域包括的支援センターの推進

- * 介護保険における要支援認定者に対して介護予防計画を作成し、介護予防や生活支援の推進を図ります。
- * 高齢者等への虐待防止や成年後見制度※の利用など、必要な支援を行い、高齢者等が不利益を被ることなく安心した生活が送れるよう支援します。
- * 介護支援専門員等の専門職と地域住民との連携・協働による支援の充実を図るため、専門職や地域ボランティア等とのネットワークづくりを推進します。
- * 鴨川市福祉総合相談センター天津小湊を設置し、天津小湊地区等の住民に対して、福祉の相談支援を行うとともに、民生委員や地域ボランティア等とのネットワークづくりを推進します。
- * 地域包括ケア※の推進と、保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供し、生活の困りごとを解決することで市民が安心して生活できることを目指します。

○在宅医療・介護連携の推進

- * 在宅医療や介護の専門職、地域の関係者との連携を図り、包括的な在宅医療・介護サービスを実施するため、医療や介護に関する相談窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会等を開催します。

○生活支援の充実

- * 認知症高齢者の徘徊などを予防し、早期に発見、安全に保護するため、徘徊高齢者の見守り登録の仕組みやQRコード※付き見守りシールの配布及び活用方法を周知します。
- * 在宅で高齢者等を介護している家族等の経済的・精神的な負担軽減を図るため、介護用品の支給や介護方法の助言等を行うことにより、在宅介護が継続できるよう支援します。
- * 認知症高齢者等を介護している家族等の負担軽減を図るため、認知症に対する介護方法の習得や悩みを共有にすることにより、在宅介護が継続できるよう介護者を支援します。
- * 介護相談員が介護施設等を訪問し、入所者から施設での生活状況を聞き取り、施設側へ伝えることにより、介護施設等の公正な運営及びサービスの質的向上につなげます。

○認知症高齢者支援の充実

- * 初期認知症が疑われる高齢者に対して、早期診断・早期対応を図るため、認知症サポート医や看護師、介護福祉士等の専門的な知識により、必要な医療や介護サービス等につなげられるよう支援します。

- * 認知症高齢者やその家族に対する支援の充実や認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を配置し、専門的な相談支援を行います。
- * 認知症高齢者に対する正しい知識啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症高齢者本人とその家族に対して必要な支援を行います。

○ひとり暮らし高齢者の支援

- * 緊急時の不安を解消し、定期的な安否確認が行えるよう、ひとり暮らし高齢者世帯等への緊急通報システムの整備を図ります。
- * 適切な福祉サービスへの連携や孤独感の解消を図るため、ひとり暮らし高齢者世帯等への訪問による安否確認を実施します。

○配食サービスの促進

- * 独居高齢者や高齢者世帯等へ食事を届けることにより、安否確認を行うとともに、介護支援専門員等と連携を図りながら、食の自立に向けた支援を実施します。

○高齢者の生きがいづくり活動の促進

- * 地域における高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブが行う地域社会活動・健康づくり事業等を支援します。
- * 高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターによる高齢者への就業機会の提供を支援します。(再掲、第3章第6節)

○敬老事業の促進

- * 一定年齢に達した高齢者に、その長寿を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表するため、敬老祝品等を贈呈します。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第5節 障害者施策の充実

現状と課題

国においては、障害者総合支援法や障害者差別解消法に基づき、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講じています。また、近年は、我が国全体の高齢化に伴い障害者本人はもとより保護者の高齢化も進み、いわゆる「親亡き後」を見据えた障害者の生活のあり方が課題となっています。

本市においても、これらの動向を踏まえ、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、これまで、鴨川市障害者（児）福祉総合計画を策定し、福祉サービス及び保健・医療サービスの提供、相談体制の整備、社会参加の促進など、障害者への支援を総合的に推進してきました。

しかし、障害者に占める高齢者の割合の増加や、発達障害児への対応の充実など、福祉的課題やニーズはますます多様化しているため、今後においても、こうした市民のサービス需要を踏まえた障害者及び障害児施策の更なる充実を図ることが求められます。

基本方針

鴨川市障害者（児）福祉総合計画で掲げる基本理念「手をとりあって ともに暮らす いきいきかもがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めるとともに、障害者総合支援法を中心とした福祉サービス等の更なる充実に努めます。

また、障害者の高齢化に対応するため、高齢の障害者、高齢の親を持つ障害者に対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス提供に努めるとともに、障害者の社会参加と自立を促します。併せて、障害児が身近な場で療育や放課後等デイサービス等の支援が受けられるよう、サービス提供体制の更なる充実を図ります。

加えて、バリアフリー対応施設の充実や新たな交流の創出による市民の意識啓発活動等に努め、障害の有無に関わらず相互理解が深い、ソーシャルインクルージョン※が実現した社会を目指します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
グループホームの利用者数	52人 (令和元年度)	55人	
地域活動支援センターI型※ の年間相談件数(延べ数)	264件 (令和元年度)	442件	
公共施設の安全性(段差解消 や手すりの使いやすさ)に不 満を持つ市民の割合(まちづ くりアンケート調査)	44.2% (令和元年度)	43.1%	
障害児通所支援施設数	1施設 (令和元年度)	2施設	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○障害者関連施策全般の総合的な推進

- * 障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな障害者（児）福祉総合計画を策定するとともに、これを推進します。

○総合相談体制の整備

- * 障害者の福祉の増進を図るため、障害者相談員を配置し、身体障害者や知的障害者の相談支援を行うとともに、地域活動の推進や障害者に関する援護思想の普及を図ります。

- * 障害者の権利利益の養護に資するため、障害者の養護者による虐待について、保護及び自立のための措置や、養護者の負担軽減を図ります。

○障害者の経済的支援の推進

- * 障害者の経済的な負担軽減とともに、福祉の向上と生活の安定を図るため、重度心身障害者（児）の医療費を助成するほか、各種手当を支給します。

○障害者の社会参加の促進

- * 障害者の社会参加を促進するため、重度心身障害者が利用したタクシー料金の一部を助成します。
- * 障害者（児）の社会活動への参加を促進するため、介護給付及び訓練給付、通所給付等を支給し、介護や訓練、就労等を支援します。
- * 医療型児童発達支援センターの整備を行い、支援の拡充を図ります。
- * 地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型※の運営により、障害者に対し地域との交流活動や創作的活動等の機会を提供するとともに、成年後見制度※の利用を推進し、権利を擁護します。
- * 障害者の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン※の視点に立った公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、「心のバリアフリー」の実現に向け、市民の意識啓発に取り組みます。

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第6節 社会保障の充実

現状と課題

〔低所得者福祉〕

本市における生活保護の状況は、東日本大震災の影響により、被保護世帯が一時的に増加に転じ、その後は横ばい傾向にあります。しかし、令和元年房総半島台風などによる被害や、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の悪化を受け、有効求人倍率が急速に悪化し、生活に困窮する方からの相談が大幅に増加しているところです。

こうした中で、生活に困窮している方の困りごとに、きめ細かい相談支援により対応し、生活保護に至る前の段階において、経済的・社会的自立を支援していくことが求められています。

生活保護制度においては、保護の必要な方に確実に保護を実施するという制度の基本を踏まえ、高齢者や、疾病などのハンディキャップを持った方など、支援を必要とする方に確実に支援が届くよう、関係機関や民生委員と連携のもと、生活実態を把握し、適正な保護または自立支援に努めることが必要です。

〔医療保険等〕

本市の国民健康保険については、被保険者数の減少傾向にあります。

また、医療技術の高度化、疾病構造の多様化等により、医療給付費が年々増加していることから、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

このようなことから、国において、国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営による広域化が始まりました。

今後、後期高齢者医療と併せ、国・県の動向と社会情勢を適切に踏まえつつ、適正かつ安定的な医療保険制度の運営に努めていくことが必要です。

国民年金については、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、国民年金制度に対する理解の促進、市民の年金受給権確保に努めることが必要です。

基本方針

〔低所得者福祉〕

様々な問題から生活困窮となっている世帯の早期支援を図るため、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、地域の見守り・ささえあいの体制の更なる充実を図るとともに、経済的・社会的な自立に結び付く相談支援に努めます。

また、生活保護行政の推進に当たっては、相談窓口において、相談者の状況を的確に把握するとともに、被保護世帯については、日常生活や病状等の生活環境に合わせて自立を促すなど、公平公正な制度の運用に努めます。

〔医療保険等〕

国民健康保険事業の健全性を高めるため、被保険者の健康意識の高揚と自主的な健康づくり、ジェネリック医薬品※への利用促進を図るとともに、新たな医療制度への円滑な対応を進めます。

後期高齢者医療については、被保険者が、高齢者の特性に応じた適正な医療を安心して受けることができ、健康の保持と生活の質の確保・向上につながるよう、運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、現行制度の業務を円滑に進めていくとともに、医療費の適正化を図ります。

令和3年3月から「オンライン資格確認※」が導入されます。マイナンバーカードで医療保険の資格を確認し、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化を図ります。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保のため、積極的な周知を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
-----	-----	-----	----

生活保護からの自立世帯数	7世帯 (令和元年度)	世帯	計画期間内の累計
人間ドック助成件数 (国民健康保険)	269件 (令和元年度)	310件	
人間ドック助成件数 (後期高齢者医療)	52件 (令和元年度)	70件	
ジェネリック医薬品※普及率	73.1% (令和元年度)	78%	

施策・事業内容

○低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用

- * 生活困窮者及び低所得者が活用可能な各種福祉政策や資金貸付制度などの周知に努めるとともに、民生委員及び社会福祉協議会などとの連携により、就労や生活全般に関する相談・支援体制の充実を図ります。
- * 生活困窮者が抱える金銭面や就労などの問題について、相談・情報提供・助言等を行いながら生活困窮者が社会的に自立できるように支援を行います。
- * 自立支援プログラム及び生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援の充実・強化を図るとともに、電子レセプトの効果的活用や後発医薬品※の使用促進による医療扶助の適正化を進めます。

○医療費の適正化と健康増進施策の充実

- * 医療費適正化と健康増進のため、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
- * 国民健康保険医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。

○各種医療給付事業の周知及び適正運用

- * ジェネリック医薬品※への切り替えによる医療費自己負担分等の軽減額を試算し、被保険者へ通知するなど、更なる普及促進に取り組み、医療費の抑制を図ります。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第1節 地域コミュニティの維持・強化の促進

現状と課題

本市の地域コミュニティ（近隣共同社会）は、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区・町内会・隣組等）で形成されています。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、自治組織における会員数が減少するなど、地域コミュニティの機能低下が顕著となっています。

一方で、地域活動の拠点として住民に親しまれている地域コミュニティ施設は、子どもからお年寄りまでの各層の交流のほか、地域文化を育む場でもあることから、その必要性は極めて高く、老朽化による改修など、施設の充実を促進する必要があります。

また、市域のコミュニティの維持・強化を図る上では、過疎化が進む地域における対策が急務であるといえます。清澄・四方木地区などの過疎地においては高齢化率が全市の平均を大きく上回るなど、地理的条件の点からも集落機能の維持が大きな課題となっており、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められます。

加えて、地域コミュニティを支える新たな人材の確保、人口増への取組みも急務となっています。

基本方針

市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織等の活性化を図るとともに、未組織地域等における新たな組織のあり方を検討し、この組織化を進めます。また、これらに併せ、身近な活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備充実のほか、自主管理及び運営の促進を図ります。

また、この自治組織等の活性化にあたっては、近年人口減少と高齢化の進行、ライフスタイルの多様化により加入率が減少していることから、令和元年房総半島台風などを契機として、地域防災組織としての機能を強化するなど、新たな組織化、加入率の増加に努めます。

また、過疎化が進む地域においては、集落機能の維持、さらにはその持続的発展に向けた住民主体の新たな取組みを積極的に支援し、地域の自立と活性化を図ります。

加えて、都市住民のふるさと回帰志向による田舎暮らしへのニーズの高まりにこたえるため、ふるさと回帰支援センターの機能強化により、移住者を積極的に受け入れるとともに、豊かな自然環境と充実した医療・福祉産業など、本市の特色と強みを活かした鴨川版CCRC構想を推進し、生きがいを持っていつまでも安心して快適に暮らすことができる地域づくりに取り組めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
自治組織加入率	57.4% (令和2年度)	57.4	※総合戦略KPI
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数(累計)	0組 (令和元年度)	5組	令和元年度からの累計 (市内に居宅を構えた組数) ※総合戦略KPI
若年層(40代以下)の移住者数(増加分)(累計)	135人 (令和元年度)	200人	※総合戦略KPI
熟年層・高齢者(50~70代)の移住者数(増加分)(累計)	50人 (令和元年度)	100人	※総合戦略KPI

施策・事業内容

○自治組織の強化

* 自治組織への加入率が低下傾向にあることから、啓発パンフレットの作成や配布、未加入世

帯への訪問などを実施するほか、マンション等での新たな自治組織の立ち上げ支援や相談対応に取り組むことで、自治会等の加入率の維持・向上を目指します。

○地域コミュニティ施設等の充実

- * 各地区の集会施設が、地域コミュニティの様々な活動拠点として機能を果たせるよう、補助金の交付により施設整備を継続的に支援します。

○結婚支援の充実

- * 少子化対策や定住促進のため、結婚希望者を対象とした出会いの機会の創出など、関係団体との連携のもと、結婚の成立に向けた支援を行います。

○過疎地域における活性化施策の総合的な推進

- * 過疎化が顕著な清澄・四方木地区において、基本構想及び基本計画に基づく交流人口の増加等、各種活性化に向けた施策を推進します。また、他地区において、自治組織等が自主的に行う活性化に向けた取組を支援する施策を推進します。
- * 地域の声を県当局へ届けることで道路等の整備につなげるため、追原周辺地域活性化委員会が実施する要望活動を支援します。

○移住定住の促進

- * 移住定住に向けた支援体制の充実を図り、移住者の増加及び定住の促進、地域コミュニティの維持・強化を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策5》

空き家バンクをつくり、移住促進、商業振興に寄与する。

○鴨川版 CCRC 構想の推進

- * 東京圏等に居住する高齢者が、自らの希望に応じて本市に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを進めます。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第2節 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

現状と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政情報がわかりやすく市民に周知されるとともに、市民の意見が市政に的確に反映されることが必要不可欠です。

このため、本市では、読みやすさ、親しみやすさに配慮した広報誌、ホームページやSNSによる迅速な情報提供、インターネットによる議会中継など、提供手段の多様化を図るとともに、市長への手紙、市民懇談会、パブリックコメントなどを通じて市民の声の把握に努めてきました。また、附属機関等の会議や委員の公募、市民参加の事業仕分けの実施等による市民参画を推進しています。

今後も、これら広報・広聴の仕組みや、本市の施策・事業の企画・推進に関する市民参画の取り組みを一層促進し、市民と行政との協働体制を強化していく必要があります。

一方、新聞折込みや回覧板による周知範囲の現状やスマートフォン・タブレット等の情報端末を活用したコミュニケーション手段が多様化している状況に鑑み、今後の市政情報の発信、伝達手段のあり方については、ICT技術の進展や市民のデジタルリテラシーの状況等を踏まえ、総合的に検証すべき時期にあります。

地方分権の進展により、市民にとって最も身近である市の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなっていることから、創意と工夫に満ちたまちづくりを展開していくため、市民活動団体をはじめ、あらゆる主体が、適切な役割分担の下でまちづくりに参画していくことが求められます。

基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりの一層の推進に向け、市政情報の主たる提供手段である広報誌やホームページ、SNSについて、そのあり方を検証し、それぞれの役割に沿った見直しを行うとともに、新聞折込みや回覧板などの紙媒体も含めた情報伝達の手段についても検討を進め、対象者に迅速かつ的確に情報を伝えるための仕組みづくりを進めます。

さらに、市民による事業仕分けや住民協議会など、より直接的に市政に参加する仕組みの拡充を図ることにより、市民の、市役所の仕事に対する理解の促進と、市政に関する意識の向上に努めます。

さらに、地方分権が進展する中、社会状況の変化に伴う様々な課題を解決するため、円滑な情報公開を推進するとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発に努めるほか、市民をはじめNPO法人などの市民活動団体、市内に立地する大学などとの連携により、協働のまちづくりを進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	27.6% （令和元年度）	31.8%	
新たにまちづくり支援補助金を活用した活動団体数(累計)	0 団体 （令和2年度）	25 団体	※総合戦略KPI
「市民と行政との協力によるまちづくりの推進」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	15.4% （令和元年度）	17.9%	

施策・事業内容

○広報・広聴活動の推進

- * 市政情報や地域の話題などをわかりやすく周知するため、「広報かもがわ」を定期的に発行

するほか、スマートフォンアプリなどを活用し、幅広い年代層に対し広報誌の閲覧数を増やすよう努めます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

- * 市政情報や観光・移住情報を市内外に提供するため、ホームページ掲載内容の充実と速やかな発信を図るほか、SNSなど新たな情報ツールを活用し、幅広い年代層に対し閲覧数やフォロワー数を増やすよう努めます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

- * 市民が抱えている不安や悩みごと、行政に対する苦情や要望等に対し、問題解決に向けた助言を行う身近な窓口として相談業務を行います。
- * 市民の市政への参画の機会として、パブリックコメント制度を活用し、各種政策決定、計画策定の過程で市民から広く意見を募り、市政に反映させていきます。
- * 市民の意見や要望、提言等を的確に市政へ反映させるため、市長への手紙・メールや市民懇談会などを通じて、市民の声の把握に努めます。

○情報公開・個人情報保護の推進

- * 情報公開条例に基づく市政情報の積極的な提供とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いを確保します。

○行政協力体制の整備

- * 行政情報伝達手段の1つである「回覧板」を通じて、地域コミュニティと市民一人ひとりに、きめ細やかな情報伝達を実現するため、区・町内会・隣組などから市政協力員を選任します。

○市民活動の支援

- * 地域の自発的活動を推進するため、市民団体等が提案する活動に対し、事業実施に係る活動費の全部又は一部を補助する制度により活動団体を支援します。また、協働のまちづくりを実践している市民活動団体や個人に対して、感謝の意を表し、市民活動の推進へ向けて、広く市民に周知する市民活動表彰制度を創設します。

○民間団体による公益的活動への支援

- * 公益活動支援基金により、NPO 法人や公益的法人が行う公益活動を積極的に支援し、本市における公益活動の一層の推進と活性化を図ります。

○市民参加機会の拡充

- * 行政事業レビューによるマネジメントシステムの構築とその運用を図ることにより、事業の目的や、経費の適正性を検証し、その結果を予算、政策に反映させるほか、市が行う事業に対する説明責任の向上を図ります。（再掲、第6章第2節）
- * 総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めるための指針として総合計画を策定するほか、計画に基づく施策・事業など計画の進行管理を行います。また、将来の総合計画のあり方を検討し、次期計画の方向性を決定します。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第3節 男女共同参画社会の形成

現状と課題

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における重要課題として位置付けるとともに、平成25年7月のDV防止法改正、27年8月の女性活躍推進法制定などを通じ、今後、あらゆる暴力の根絶と女性の職業生活における活躍をより一層推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

国際社会はもとより国内各分野においてもSDGsのグローバル目標である「ジェンダー平等」の実現に向けた取組が加速的に進んでいることに加え、頻発する災害対策や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とする新しい生活様式下での働き方対策など、男女共同参画の視点からの対策が求められる場面も増加しており、その重要性が再認識されています。

本市においても、平成28年度に策定した第2次男女共同参画計画に基づき、市内の中学生を対象としたセミナーの開催や男女共同参画週間における啓発活動を実施してきました。これらの事業実施により、一定の成果が認められるものの、市民意識調査の結果から、目標とする男女共同参画社会の実現には、更なる取組が求められています。

このため、今後も男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を目指すとともに、SDGsの目指す目標の実現に向け、本市における新たな男女共同参画計画を策定し、これに基づく関係施策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

また、DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等参画の妨げとなっていることから、配偶者・パートナーからの暴力を許さない社会の実現に向け、DV被害者の相談への対応及び自立に向けた支援を行う必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが性別に関係なくお互いを認め合い、尊重し、ともに助け合う男女共同参画社会の実現と、SDGsが目指すジェンダー平等の目標実現に向け、新たな男女共同参画計画を策定し、啓発セミナーの開催など、市民意識の醸成をはじめとした関係施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、DV被害者に対しては、被害者の立場にたった相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくため、関係機関との連携による被害者の避難の支援、一時的な避難場所の確保及び心身ケアなどに取り組んでいきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	19.2% （令和2年度）	25.0%	※戦略KPI
DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	49.2% （令和2年度）	40.0%	
配偶者などからの暴力に関する相談件数	154件 （令和元年度）	154件	

施策・事業内容

○男女共同参画施策の総合的な推進

- * 男女共同参画社会の実現に向け、市民意識や社会情勢が反映された、新たな第3次男女共同参画計画を策定します。また、男女共同参画推進審議会を活用し、計画に基づく施策を総合的

かつ計画的に推進します。

○男女共同参画に関する市民啓発の推進

- * 男女共同参画に関する市民意識の醸成を図るため、男女共同参画週間に併せた啓発活動を行うほか、幅広い年代層に対し啓発チラシの配布やセミナー参加の機会を設けることで、一層の情報発信に努めます。

○DV被害者の相談・支援の推進

- * DV 被害者等の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、DV に関する相談支援を実施するほか、配偶者や親密な関係にある方からの暴力により、緊急的な避難が必要な世帯に対して、交通費等を支給することにより支援します。

○性的少数者に対する配慮の取組の推進

- * 性的少数者への理解不足による、いじめや偏見など人権侵害を防ぎ、だれもが自分らしさを認め合える社会環境を実現するため、広報誌やホームページ、啓発チラシ等により性の多様性に関する理解促進に努めます。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第4節 効率的な自治体経営の推進

現状と課題

人口減少と少子高齢化の急速な進行、AI や Society5.0 といった ICT の高度化、地球環境規模での持続可能な環境問題への取組の広がりなど、地方公共団体を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

また、地方分権が加速していく中で、基礎的自治体として「自己決定」と「自己責任」のもと、地域が有する資源と人材を有効に活用し、地域の活性化、多様化する行政ニーズに対応したきめ細かな住民サービスを展開していくことが求められています。

このため、平成 28 年 3 月に、行政サービスの質の向上と業務プロセスの見直し、財政マネジメントの強化及び行政運営に対する信頼の確保に向けた取組を柱とする行政改革指針を策定し、業務改善や人事管理の適正化、予算事業評価や行政評価などに取り組みできました。

しかし、普通交付税の合併算定替が縮減される中、東日本大震災を契機とする災害に強いまちづくりの取組などを進めた結果、財政調整基金は大幅に減少し、財政運営に支障をきたす恐れが生じたため、平成 30 年 8 月に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、庁内仕分けを核とする内部マネジメントシステムの整備による歳出抑制や、自主財源の確保などの取組を進めてきました。しかしながら、激甚指定された令和元年房総半島台風及び一連の災害、新型コロナウイルス感染症の影響による取組の停滞により、財政状況はより一層厳しさを増し、もはや緊急事態といえる状況にあります。

将来に向けて安定した市民サービスを継続していくためには、財政基盤の安定は不可欠です。このため、これまで取り組んでいる内部マネジメントの一層の推進を図るとともに、人材の育成及び活用、公共施設の運営や資産の利活用など、すべての活動を経営的な視点から検証し、効率的かつ効果的な行政運営を確立していくことが求められます。

また、総合計画事業の検証及び見直しの取組と併せ、次期総合計画のあり方についても検討を進めます。

基本方針

安定した財政基盤の確立に向け、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化をはじめ、人材育成の推進、民間委託の拡充、新たな自主財源の確保などを積極的に進めます。

特に、事業シートを活用した予算事業のマネジメントサイクルの確立を図るとともに、これを各種行政計画の進行管理に繋げる仕組みや事業仕分けへの展開など、内部マネジメントの取組の拡充を図ります。

加えて、公共施設等総合管理計画及び施設ごとの個別計画に基づき、施設のあり方を総合的視点から見直し、適正配置、適正管理を推進するとともに、安全かつ快適な利用環境の創出に努めます。

特に、学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後の行政需要や多様化する市民ニーズへの対応など、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。

また、ごみ処理広域化や水道事業の統合とともに、他の市町村との連携による業務の効率化に向けた検討を進めます。

さらに、デジタル手続法（※デジタル手続法＝情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）による行政手続や手数料納付のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進とこれを活用したマイナポータルの子育てワンストップサービスなど、市民の利便性向上と行政事務の効率化の両立を図る取組を推進するとともに、市民のデジタルリテラシーの向上に資する取組を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合	22.0% (令和元年度)	19.8%	

合（まちづくりアンケート調査）			
将来負担比率	97.7% （平成30年度）	97.7%	
ふるさと納税額	360,417千円 （令和元年度）	400,000千円	※総合戦略KPI
学校跡地等遊休施設（22施設）のうち活用方策等を決定した施設数	6施設 （令和元年度）	22施設	

施策・事業内容

○ファシリティマネジメントの推進

- * 全市的なまちづくり及び地域活性化の視点から、学校跡地等遊休施設を有効に活用する方策を検討し、その実施を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策2》

廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園、学校跡地を有効に活用する。

- * 鴨川市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進します。

○行政サービスの利便性向上

- * コンビニエンスストアで、早朝・夜間・休日の証明書等の交付を実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。
- * コンビニエンスストアなどで市税などを納めることができる環境を整備し、利便性の向上に努めます。
- * マイナンバーカードの普及促進と利便性の向上に努めます。

○ふるさと納税の推進

- * ふるさと納税を推進し、寄附金の更なる増収による自主財源の確保を図るほか、地域の特産品などを謝礼品とすることにより、本市のPRと地域経済の活性化を推進します。

○新たな財源の確保

- * 市が所有する有形・無形の様々な資産を、広告媒体として積極的に有効活用し、新たな財源の確保及び事業経費の縮減を図ります。

○人材管理の適正化の推進

- * 地方分権の一層の進展や行政需要の拡大・多様化に的確に対応し、安定した市民サービスを提供するため、適正な定員管理に努めます。

○人材育成の推進

- * 人事評価制度や各種研修等を活用し、職員の職務に対する意欲や向上心を高め、人材育成、組織の活性化に努めるとともに、市民サービスの向上を図ります。

○行政改革及び健全な財政運営の推進

- * 財政等適正化基本方針等に基づき、財政調整基金の確保に努め、健全な財政運営の推進を図ります。
- * 行政事業レビューによるマネジメントシステムの構築とその運用を図ることにより、事業の目的や、経費の適正性を検証し、その結果を予算、政策に反映させるほか、市が行う事業に対する説明責任の向上を図ります。（再掲、第6章第2節）

- * ICTの活用や委託等を通じて業務プロセスや仕組みの転換を図り、行政サービスの質を担保しつつ、少数精鋭・低コスト自治体の実現を目指します。

○基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進

- * 住民情報や税・健康福祉情報などを扱う市の基幹系システムの安定稼働に努めます。併せて、セキュリティ対策を確実に実施します。
- * 標準準拠システムへの移行に対応するとともに、自治体クラウドの導入を目指します。

○情報化による事務事業の効率化

- * 情報システムを安定稼働させるため、点検や耐用年数を経過した機器の更新を行います。
- * システム及びデータを守るため、必要なセキュリティ対策を実施します。
- * 統合型GISの導入等、情報化による事務の効率化を進めます。

○地域情報化の推進

- * 公共施設における公衆無線LANサービスの提供や、通信事業者へのサービス提供要望を行うことにより、市内通信環境の向上を図るとともに、市民のデジタルリテラシーの向上に資する取組を進めます。

◆市民会議提案《第1分科会 施策11》
鴨川市民のデジタルリテラシー向上を図る。

○旅券の交付

- * 市役所庁舎内において旅券の申請受付から交付までの事務を行うことで、市民の利便性向上を図ります。

○広域行政の推進

- * 他市町村との広域的な連携による業務の効率化を図るため、安房郡市広域市町村圏事務組合による共同処理事務の執行とその適正な運営を図ります。また、共同処理する事務について、更なる効率化に向けた検討を進めます。
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合により処理している、広域粗大ごみ処理施設を抜本的に見直します。(再掲、第2章第3節)
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に運営する火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。(再掲、第2章第3節)
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。(再掲、第2章第4節)
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。また、2次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用にむけた啓発を行います。(再掲、第5章第1節)
- * 水道事業に関する広域的な課題に対し、南房総地域末端給水事業体の統合を進めるほか、関係事業体との連携により、安全で良質な水を将来に渡し、安定的に供給します。(再掲、第1章第5節)
- * 平成30年4月に発足した6市1町(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町)の協議会による第2期君津地域広域廃棄物処理施設の整備事業について、環境影響調査、造成・土木工事及びプラント工事等を行い、令和9年4月の操業開始を目指します。(再掲、第2章第3節)

○総合計画の推進

- * 総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めるための指針として総合計画を策定するほか、計画に基づく施策・事業など計画の進行管理を行います。また、将来の総合計画のあり方を検討し、次期計画の方向性を決定します。(再掲、第6章第2節)

SDGsの推進

SDGsの推進

SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組みが示されています。













鴨川市におけるSDGs達成に向けた取組み






国は、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対し、目標に向かって取組みを進めていくことを求めています。

本市においては、これまでも持続可能な社会の実現に向けた様々な取組みを推進してきました。

こうした中、本計画の推進によって、SDGs達成に向けた取組みを推進することになるものについては、本計画の施策をSDGsの17の目標に位置付けることとし、対応表を整理しました。SDGsの理念を踏まえ、その掲げる目標を内包させた施策を通じて、総合計画とSDGsの取組みを推進していきます。

SDGsの17の目標の詳細

	①貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	②飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	③保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	④教育	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	⑤ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワメントを行う。
	⑥水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	⑦エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	⑧経済背長と雇用	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
	⑨インフラ、産業化、イノベーション	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
	⑩不平等	各国内および各国間の不平等を是正する。
	⑪持続可能な都市	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
	⑫持続可能な消費と生産	持続可能な生産消費形態を確保する。

	⑬気候変動	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	⑭海洋資源	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
	⑮陸上資源	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
	⑯平和	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
	⑰実施手段	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

計画におけるSDGsへの取組み（対応一覧表）

施策	SDGs 17の目標																
	①貧困	②飢餓	③保健	④教育	⑤ジェンダー	⑥水・衛生	⑦エネルギー	⑧成長・雇用	⑨イノベーション	⑩不平等	⑪都市	⑫生産・消費	⑬気候変動	⑭海洋資源	⑮陸上資源	⑯平和	⑰実施手段
第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち																	
【第1節】市街地の整備																	
良好な市街地環境の形成									●		●						
景観施策の推進											●						
安全で快適な住まいづくりの促進									●		●						
太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進								●	●								
【第2節】居住環境の充実																	
快適な居住環境の実現									●		●						
安全で快適な住まいづくりの促進									●		●						
市営住宅の維持管理	●										●						
【第3節】道路網の整備																	
一般市道等の整備									●		●						
幹線道路の整備									●		●						
橋梁等の維持管理									●		●						
舗装・法面等の維持管理									●		●						
道路台帳の整備											●						
【第4節】公共交通網の充実																	
地域公共交通網の維持確保・充実									●		●						
生活交通の維持確保									●		●						
【第5節】上下水道の整備																	
安全で良質な水の安定供給						●											
水道事業の運営基盤の強化						●					●						
下水処理機能の充実						●		●		●							
第2章 環境と調和した安心・安全のまち																	
【第1節】環境施策の推進																	
環境施策全般の総合的な推進						●					●	●	●	●			
地球温暖化対策の推進							●					●					
生活環境の保全施策の推進										●		●					
自然環境・景観の保護・保全施策の推進										●	●				●		
環境美化に関する啓発活動等の推進										●	●						●
【第2節】公園・緑地の整備																	
公園・緑地の整備			●								●						
首都圏自然歩道の維持管理															●		
国道等美化花壇の整備											●						
【第3節】環境衛生対策の充実																	
ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実											●	●					
ごみの減量化、再資源化の推進												●					
し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理						●											
火葬場の整備充実						●											
公衆衛生対策の充実						●											

施策	SDGs17の目標																
	① 貧困	② 飢餓	③ 保健	④ 教育	⑤ シェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 成長・雇用	⑨ イノベーション	⑩ 不平等	⑪ 都市	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海洋資源	⑮ 陸上資源	⑯ 平和	⑰ 実施手段
【第4節】 消防・防災対策の充実																	
防災対策の強化			●					●		●							●
高潮・津波・水害対策の推進								●		●				●			
土砂災害対策の推進		●						●		●					●		
消防・救急体制及び施設設備の整備										●							●
【第5節】 交通安全・防犯対策の充実																	
交通安全対策の推進								●		●							
防犯対策の推進										●						●	
【第6節】 消費者対策の充実																	
消費生活の安定と充実												●				●	
消費生活相談の充実及び情報の提供												●				●	
第3章 活気あふれ人が集う産業のまち																	
【第1節】 農林業の振興																	
持続的発展が可能な営農環境の創出		●				●		●							●		●
農産物の高付加価値化と販売促進		●						●	●		●						
農業生産基盤の整備等促進		●								●							
有害鳥獣対策の強化		●													●		
農業の有する多面的機能の発揮の促進		●								●					●		
都市と農村の交流から派生する多様な事業展開		●						●	●								●
畜産経営の安定化		●				●											
森林の保全と活用		●													●		
【第2節】 水産業の振興																	
水産業の持続的な発展															●		
水産物の高付加価値化と販売促進								●	●		●						
漁業生産基盤の整備														●			
【第3節】 商工業の振興																	
指導団体の育成・強化								●									
中小商工業者の経営支援の推進								●									
企業立地と雇用の拡大の促進								●	●								
農商連携、経済交流と販路拡大の促進		●						●	●		●						
【第4節】 観光・リゾートの振興																	
観光振興施策全般の総合的な推進								●									
観光・交流資源の整備充実						●		●	●		●		●				
観光イベント等の充実								●									
受け入れ体制の強化								●	●								●
地域イメージの確立及び観光関連情報のシステムの発信								●									
インバウンドの推進								●			●						
千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致								●									
スポーツコミッションによる地域活性化の推進			●					●									●
【第5節】 医療・福祉産業の振興																	
医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充			●					●	●								
医療・福祉分野における人材の確保			●					●									
医療・福祉分野における地域での連携の強化			●														

施策	SDGs 17の目標																
	① 貧困	② 飢餓	③ 保健	④ 教育	⑤ シェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 成長・雇用	⑨ イノベーション	⑩ 不平等	⑪ 都市	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海洋資源	⑮ 陸上資源	⑯ 平和	⑰ 実施手段
【第6節】雇用対策の推進																	
雇用相談の充実								●									
多様なニーズに即したきめ細やかな就労情報の提供	●							●									
企業立地と雇用の拡大の促進								●	●								
第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち																	
【第1節】学校教育の充実																	
義務教育の充実	●		●	●													●
幼児教育の充実				●													
学校施設の改修				●					●								
学校給食の充実		●		●													
【第2節】生涯学習の充実																	
多彩な学習活動の促進				●	●			●		●							●
社会教育団体への補助事業				●													●
社会教育関連施設の整備充実				●													
読書・学習環境の充実				●													
【第3節】青少年の健全育成																	
啓発活動の推進				●													●
青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化				●													
【第4節】文化の振興																	
文化・芸術の振興				●													
文化施設の管理運営				●													
歴史・文化の保全と活用				●													
【第5節】スポーツの振興																	
市民のスポーツ振興事業			●	●													
スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動			●	●													
スポーツコミッションによる地域活性化の推進				●				●									●
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致								●									
(仮称)小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進								●	●								
総合運動施設の整備				●				●	●								
社会体育施設の整備				●													
千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致								●									
【第6節】国際交流・地域間交流の推進																	
国際化の推進				●						●							
多文化共生の推進	●									●							
国内姉妹都市等との交流の促進				●													●
第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち																	
【第1節】保健・医療の充実																	
健康福祉施策全般の総合的な推進				●													
保健サービスの充実	●		●	●	●	●											
地域における健康づくり組織の育成・支援		●	●	●													●
地域医療環境の充実			●														
市立国保病院の充実			●														
医療・福祉分野における人材の確保			●					●									
保健・医療等に関する情報ネットワークの構築			●														

施策	SDGs 17の目標																
	① 貧困	② 飢餓	③ 保健	④ 教育	⑤ シェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 成長・雇用	⑨ イノベーション	⑩ 不平等	⑪ 都市	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海洋資源	⑮ 陸上資源	⑯ 平和	⑰ 実施手段
【第2節】地域福祉の充実																	
ふれあい・ささえあいのネットワークの形成			●														● ●
【第3節】子育て支援の充実																	
子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進			●														
教育・保育サービスの充実			● ●				●										
地域子育て支援の充実	●		● ● ●														● ●
子育て家庭への経済的な支援の推進	●		● ● ●														
【第4節】高齢者施策の充実																	
高齢者福祉等施策全般の総合的な推進			●														
介護予防の推進			●														
包括的支援センターの推進			●						●								
在宅医療・介護連携の推進			●														
生活支援の充実			●														
認知症高齢者支援の充実			●														●
ひとり暮らし高齢者の支援			●														
配食サービスの促進		●	●														
高齢者の生きがいづくり活動の促進			●				●										
敬老事業の促進			●														
【第5節】障害者施策の充実																	
障害者関連施策全般の総合的な推進			●						●								
総合相談体制の整備			●						●								
障害者の経済的支援の推進			●						●								
障害者の社会参加の促進			●						●								
【第6節】社会保障の充実																	
低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用	●		●														
医療費の適正化と健康増進施策の充実			●														
各種医療給付事業の周知及び適正運用			●														
第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち																	
【第1節】地域コミュニティの維持・強化の促進																	
自治組織の強化																	●
地域コミュニティ施設の充実																	●
結婚支援の充実																	●
過疎地域における活性化施策の総合的な推進																	●
移住定住の促進																	●
鴨川版CCRC構想の推進																	●
【第2節】多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進																	
広報・広聴活動の推進																	
情報公開・個人情報保護の推進																	
行政協力体制の整備																	●
市民活動の支援																	●
民間団体による公益的活動への支援																	●
市民参加機会の拡充																	

施策	SDGs17の目標																
	①貧困	②飢餓	③保健	④教育	⑤ジェンダー	⑥水・衛生	⑦エネルギー	⑧成長・雇用	⑨イノベーション	⑩不平等	⑪都市	⑫生産・消費	⑬気候変動	⑭海洋資源	⑮陸上資源	⑯平和	⑰実施手段
【第3節】男女共同参画社会の形成																	
男女共同参画施策の総合的な推進					●												
男女共同参画に関する市民啓発の推進					●												
DV被害者の相談・支援の推進					●											●	
性的少数者に対する配慮の取組の推進					●												
【第4節】効率的な自治体経営の推進																	
ファシリティマネジメントの推進								●	●								
新たな取組みによる市民サービスの向上																	
ふるさと納税の推進								●									
新たな財源の確保																	
人材管理の適正化の推進			●														
人材育成の推進																	
行政改革及び健全な財政運営の推進																	●
基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進																	
情報化による事務事業の効率化																	
地域情報化の推進																	
旅券の交付																	
広域行政の推進			●			●					●						●
総合計画の推進																	

參考資料

用語解説(未定稿)

行	用語	解説
あ	IOT	Internet of Things。モノのインターネット。PCやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること。
あ	ICT	Information and Communication Technology。情報通信技術
い	一般廃棄物中継施設	鴨川清掃センターで処理または一時保管を行っている燃やせるごみ、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを、他地域へ搬出または一時保管するための中継施設。効率的な収集運搬のために市が整備を計画している施設。なお、不燃ごみ及び資源ごみは、収集後に一時保管が必要なことから、その施設にはストックヤードの整備も予定している。
い	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
え	AI	Artificial Intelligence。人工知能。コンピュータプログラムを作る科学技術。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般をAI。AIのうち、人間の学習に相当する仕組みをコンピュータで実現したものを機械学習、機械学習のうち、多数の層からなるニューラルネットワークを用いるものを深層学習(ディープラーニング)という。
え	SNS	Social Networking Service。FacebookやLINEなどのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。
え	SDGs	Sustainable Development Goals website。持続可能な開発目標。人間、地球及び繁栄のための行動計画として平成27(2015)年に国連で採択された。
お	温室効果ガス	地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどをいう。
お	オンライン資格確認	医療機関・薬局(オンライン資格確認を導入しているものに限る。)で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組み。
か	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行われる取組みのこと。
が	合併算定替	合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額は、合併年度とこれに続く10年度については、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後の5年間については、激変緩和期間として増額分の0.9→0.7→0.5→0.3→0.1をそれぞれ乗じた額を算定額とする特例措置のこと。
か	環境影響調査	開発事業を進めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。環境アセスメントともいう。
ぎ	GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。また、これまでの国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すという構想。
き	企業主導型保育事業所	会社が主に従業員向けに設置する保育施設。制度上は、他企業との共同利用や地域住民の子どもへの受入れも可能であり、運営費・整備費等について認可施設並みの助成が受けられる。
き	基礎的財政収支(PB)	プライマリー・バランス。国の税収・税外収入と、国債費(国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用)を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標。
き	QRコード	Quick Response code。データ(数字・英字・漢字・カナ・記号・制御コード等)を2次元コード※で表したものの。株式会社デンソーウェーブが開発した。「QRコード」は、同社の登録商標。 ※2次元コードとは、横方向にしか情報を持たない1次元コード(バーコード)に対して、縦と横両方向に情報を持つ表示形式のコードのこと。
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	高規格幹線道路網/地域高規格道路	高規格幹線道路網は、国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成するもので、国土開発幹線自動車道建設法に基づく高速自動車国道と、国土交通大臣の指定に基づく一般国道自動車専用道路の2種類がある。地域高規格道路は、高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路。自動車専用道路又はこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路。
こ	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
こ	国土強靱化計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

こ	コミュニティ・スクール	保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み
ざ	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置する基金。
ざ	残留塩素濃度	衛生上必要な措置として、蛇口で0.1mg/L以上であることが義務付けられている。また、濃度が高いと塩素のにおいがすることから、上限は1.0mg/L(水質管理目標値)とされている。
し	CCRC	Continuing Care Retirement Community。都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体。
じ	ジェネリック医薬品／後発医薬品	後発医薬品ともいい、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効果・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のこと。
じ	ジェンダー平等	SDGsの17の目標のうちのひとつ。あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するなどの取組み。
じ	自助・共助・公助	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれる。「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助が「公助」。
し	施設型給付費	子ども・子育て支援法に基づく給付。「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担)を控除した額を、市町村の確認を受けた施設・事業に対して給付するもの。
じ	持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成27(2015)年に国連総会で採択された、人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、17の持続可能な開発のための目標(SDGs)と、169のターゲットが成果文書として示されている。
じ	自治体クラウド	クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を行うこと。情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図ろうとするもの。
じ	実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
じ	住宅ストック	既存住宅。ストックは、整備された社会資本(インフラ)をいう。
し	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
し	新型コロナウイルス感染症、withコロナ	令和2年政令第11号で定められた指定感染症であり、同年1月に中華人民共和国から世界保健機構に新型コロナウイルスとして報告された。Withコロナは、新型コロナウイルスと共存する時代をこのように表現している。
す	ストック効果	道路のストック効果とは、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期間にわたり得られる効果と、安全・安心効果、生活の質の向上効果、生産性向上効果のこと。
す	スポーツコミッション	地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された団体。
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
せ	セカンドブック	新生児に絵本を贈るブックスタート事業に続き、読書習慣の更なる定着のため、2冊目の本を贈るもの。
そ	ソーシャルインクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包みかさえあうこと。
そ	ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的資本または社会関係資本。
そ	ソーシャルマーケティング	マーケティングの考え方を、社会全体の利益向上を追求するために適用すること。

そ	Society4.0 Society5.0	狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会をさすものがSociety5.0で、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき社会として提唱された。Society5.0とは、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。
だ	ダウンサイジング	規模を小さくすること。
ほ	WCS	Whole Crop Silage。稲発酵粗飼料。子実が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎葉を丸ごとサイレージ(発酵)化した牛向けの飼料で長期保存が可能。畜産農家にとっては、一般的な青刈りトウモロコシサイレージと同程度の栄養価を有する良質な粗飼料であり、耕種農家にとっては、主食用米との収穫時期の調整ができることから、労力の分散化・省力化が可能となる。
ち	地域学校協働活動推進員	教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う。社会教育法に位置付けがあり、従来の学校支援地域本部や放課後子ども教室等の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能となった。
ち	地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型	地域活動支援センター型 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業。 地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業など。
ち	地域公共交通計画	目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画であり、上位にある“まちづくり計画(自治体が目指す姿)”のどの部分をどのような交通で実現するのかを示したもの。
ち	地域包括ケア/地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。
で	DMO	Destination Management/Marketing Organization。観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織。
で	DV	Domestic Violence。夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。
て	低公害車	窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。
て	低燃費自動車	低公害車に含まれ、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準(トップランナー基準)を早期達成している自動車
で	デジタル手続法	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の略称。情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずることを目的とする。
で	デジタルリテラシー	もともとは「識字力=文字を読み書きする能力」という意味だが、近年は「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力という意味で用いられることが多い。デジタル技術などICTを理解し、使いこなせる知識。
て	テレワーク	テレ(tele=離れたところ)とwork(働く)を合わせた言葉。ICTを活用することによる、場所や時間にとらわれない働き方のこと。企業などが行う雇用型テレワーク(在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスなど)と、個人や小さな会社などが行う自営型テレワーク(SOHO(ソーホー)、在宅ワーク)などに大別される。
と	都市計画区域	中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域や、新たに開発、保全する必要がある区域をいい、都市計画区域を指定すると、都市計画の決定、都市施設の整備、市街地開発事業の施行等を行うことができる。
と	都市下水路	主に市街地の雨水を排除することにより浸水被害を防ぐ施設であり、設置及び管理などは原則として市町村が行う。
ど	土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、土砂災害防止法に基づき県が指定する。
ど	(骨髄等移植の)ドナー/ドナー登録	ドナーとは、骨髄または末梢血幹細胞を提供する人のこと。ドナー登録とは、骨髄などを提供する意思がある人たちがドナー候補者として骨髄バンクに登録すること。

ど	土曜スクール	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子ども達とともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組み。鴨川市では、これを「土曜スクール」として各地域単位で実施している。
の	農業用ため池	農業用に利用されるため池をいう。近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生したことから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定された。これにより、所有者や管理者は、施設に関する情報を県への届出が必要になるなど、管理・保全のための制度が整えられた。
の	ノーカー・サポート優待証	運転免許証を警察に返納し、「運転免許の取消通知書」の交付を受けた高齢者に対し、バス事業者が「ノーカー・サポート優待証」を発行してバス運賃を割引する制度。
は	排水機場	ポンプによって河川または水路の流水を河岸、または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設(吐出水槽、桶門等)の総称。
ひ	避難支援協力者	災害時に要支援者の避難に協力する者
ひ	標準準拠システム	国が作成した標準仕様に準拠した基幹系情報システム(住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム)。
ふ	ファシリティマネジメント	公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の配置の最適化を図ること。
ふ	福祉避難所	災害対策基本法に基づき指定する避難所であり、主として高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者を滞在させることが想定される避難所。指定の基準として、要配慮者の良質な生活環境を確保するための措置が講じられていることなどがある。
ふ	不採算医療	不採算地区に立地する病院が提供する医療。国の新公立病院改革ガイドラインにおいて、公立病院改革の目的として、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることとある。
ふ	プライマリケア	疾病等に対し、総合的・継続的に対応する地域の保健医療福祉機能。
ふ	フレイル	年をとって体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。
ふ	プロアクティブの原則	「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」という原則。災害時に迅速に対応するためのもの。
ま	マイクロツーリズム	小さな旅行。1時間以内で訪問する事が可能な近場向けの旅の形。地域の魅力を再発見し、安心安全な旅として、Withコロナ期の旅として提案されている。
ま	末端給水事業者	末端給水事業者。一般家庭等の蛇口に水道水を供給する事業者(市)のこと。
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を基にして、境界型糖尿病、脂質代謝異常、高血圧、脂肪肝などの病気が、ひとりの人に重なり合って起こってくる病態(疾患)のこと。
ゆ	ユニバーサルスポーツ	高齢になっても障害があっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。
よ	要配慮者	主として高齢者、障害者、乳幼児など、避難時に支援を要する人。
よ	要保護児童	児童福祉法に基づく、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。
れ	令和元年房総半島台風	令和元年9月5日に発生した台風第15号。
ろ	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経などの運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。
わ	ワーケーション	ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語。リゾート地などで休みを取りつつ(または引越して)テレワークをする働き方を指す。

鴨川市総合計画審議会委員名簿

No.	分野	氏名	備考
1	産業	飯塚 和夫	
2	産業	田原 智之	
3	産業	島田 誠一	
4	産業	鈴木 健史	
5	産業	金井 重人	
6	教育	内山 達也	
7	教育	橋本 裕二	会長
8	金融	遠山 武雄 常世田 裕司	副会長 令和2年10月15日まで 副会長 令和2年10月16日から
9	労働	関口 卓巳	
10	報道	伊丹 賢	
11	識見者	原田 尚佳	
12	識見者	北本 綾子	
13	識見者	菅原 明善 座間 斉	令和2年3月22日まで 令和2年3月23日から
14	識見者	橋詰 良子	
15	公募委員	粕谷 朋弘	

(順不同、敬称略)

鴨川市第4次5か年計画策定経過

【令和元年度～2年度】

年 月 日	事 項
令和元年 8月 1日	第1回総合計画審議会（諮問）
令和元年 12月 13日	第2回総合計画審議会
令和2年 1月	まちづくりアンケート調査
令和2年 3月 23日	第3回総合計画審議会
令和2年 7月 26日	第1回かもがわ市民会議
令和2年 8月 22日	第2回かもがわ市民会議
令和2年 9月 7日	第4回総合計画審議会
令和2年 9月 12日	第3回かもがわ市民会議
令和2年 10月 16日	第5回総合計画審議会
令和2年 10月 16日	第4回かもがわ市民会議
令和2年 11月9～13日	令和2年度市民懇談会
令和2年 11月 29日	第5回かもがわ市民会議
令和2年 12月 14日	第6回総合計画審議会
令和2年 12月 日	市議会議員との意見交換会
令和3年 1月 日～2月 日	第2次基本構想（原案）及び第3次5か年計画（原案）に対するパブリックコメントの募集
令和3年 2月 日	第7回総合計画審議会（答申）

鴨川市総合計画審議会への諮問及び答申

鴨経企第576号

令和元年8月1日

鴨川市総合計画審議会
会長 橋本 裕二 様

鴨川市長 亀田 郁夫

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

鴨川市附属機関設置条例（平成31年鴨川市条例第4号）第2条の規定に基づき、鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

答申

鴨川市第4次5か年計画（素案）

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

令和3年 月発行

編集・発行 鴨川市経営企画部経営企画課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450

電話 04-7093-7827

URL <http://www.city.kamogawa.lg.jp/>